

～ 人の心が織りなす幸せ社会

“ほっとまち” 桔梗が丘 ～

令和3年度定時総会



令和2年度 防災訓練

と き 令和3年5月15日（土）

午後1時30分

ところ 桔梗が丘市民センター 講堂

桔梗が丘自治連合協議会

ごあいさつ

令和3年5月15日

「令和3年度定時総会資料挨拶文」

「桔梗が丘“ほっとまち”構想」の新たな出発にむけて

皆さまには地域づくり活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

桔梗が丘自治連合協議会は、名張市地域づくり組織条例に基づき、平成21年11月桔梗が丘まちづくり委員会と桔梗が丘区長会が一本化し発足しました。

今年は、桔梗が丘地域ビジョン「桔梗が丘“ほっとまち”構想」策定から10年の節目を迎え、次の10年間の基本計画策定のために皆様にアンケートを実施させていただきました。予想を遙かに超える総戸数の60%以上の回答をいただき、皆さまの桔梗が丘に対する思いを強く受け止めている次第です。また、小・中学校の皆さんにもアンケートにご協力いただきます。

今後は、アンケートの結果を精査し10年間の事業と活動を検証し、安心・安全で住みよい桔梗が丘にできるような地域ビジョンの策定に努め、来年度に皆さまにお示しできればと思っています。

まだまだ多くの問題を抱えていますが、桔梗が丘住民主体のまちづくりを市と協働で是々非々をもって進めていくつもりでいます。そのためには世代間を越えて話し合い、情報の共有化を図る「まちづくり」がますます必要とされると思います。

多くの皆さまのご参画・ご協力をお願い申し上げます。

桔梗が丘自治連合協議会 会長 大垣孝彦

定 時 総 会 次 第

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ
3. 議事
 - (1) 総会成立宣言
 - (2) 議事録署名人選任
 - (3) 議長・副議長あいさつ
 - (4) 議案第1号 令和2年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件
 - (5) 議案第2号 令和2年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承認に関する件
 - (6) 議案第3号 令和2年度市民センター事業報告及び市民センター会計決算の承認に関する件
 - ～ 休 憩 ～
 - (7) 総会成立宣言
 - (8) 議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会会長・副会長・理事・監事の承認に関する件
 - (9) 議案第5号 令和3年度事業計画（案）及び協議会会計予算（案）の承認に関する件
 - (10) 議案第6号 令和3年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画（案）及び特別会計予算の承認に関する件
 - (11) 議案第7号 令和3年度市民センター事業計画（案）及び市民センター会計予算（案）の承認に関する件
4. 議長議事終了のあいさつ
5. 閉会の辞

議案第 1 号 令和 2 年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件

令和 2 年度自治連合協議会の主な事業の取り組みとその成果報告及び協議会会計の決算報告を別紙のとおり行います。

なお、令和 3 年 4 月 1 1 日に監事より協議会会計決算及び事業の監査を受け、適正に執行されたことの承認を得ています。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 別紙 1 | 令和 2 年度委員会・部会事業報告書 |
| 別紙 2 - 1 | 令和 2 年度協議会会計決算書 |
| 別紙 2 - 2 | 令和 2 年度末の財産目録及び積立金残高報告書 |
| 別紙 3 | 令和 2 年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書 |

別紙 1. 令和 2 年度委員会・部会事業報告書

総務委員会

令和 2 年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 総会、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。</p>	<p>(1) 総会の開催 令和 2 年 5 月 1 6 日 (土) コロナ禍の状況の中、前例のない書面表決となり、下記事項が承認された。</p> <p>① 令和元年度協議会事業報告及び会計決算・監査報告 ② 令和元年度市民センター事業報告及び会計決算・監査報告 ③ 令和元年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算 ④ 協議会理事・監事交代の件 ⑤ 令和 2 年度事業計画案及び、協議会会計予算 ⑥ 令和 2 年度市民センター事業計画案及び会計予算 ⑦ 令和 2 年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画案及び特別会計予算</p> <p>(2) 理事会の定期的開催 (3) 自治連合会の定例的開催</p>	<p>◎桔梗が丘自治連合協議会として 11 年目をむかえた。そしてコロナ禍の一年であった。諸会議は三密等のコロナ対策の中、粛々と行った。諸行事は、2 度の緊急事態宣言が出される中、多くの催し物の中止や内容変更及び人数制限等の変更を余儀なくされた。</p>
<p>2. 規約、規則、規定等の制定又は改正による協議会運営の充実化と円滑化を図る。</p>	<p>(1) 協議会組織の見直し (2) 表彰規定の制定</p>	<p>協議会の組織図を現状に合わせて見直した。 協議会活動に貢献した人への表彰規定を新たに制定した</p>
<p>3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。</p>	<p>適切な財務運営ができた。</p>	<p>コロナ下の協議会会計となり、当初の予算案からは、支出の一部が大きく減少した。</p>
<p>4. 指定管理者として、協議会事業と市民センター事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。</p>	<p>市民センター展等はコロナ禍で開催できなかったが、市民センター建物の内外の改修工事を共に対応した。</p>	

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>5. 協議会事業の成果を高めるため総務委員会として2つの事業を実施する。</p> <p>①講演会の実施</p> <p>②研修会の実施</p> <p>6. 敬老の日の行事</p> <p>予算額合計 <u>3,138,400円</u></p>	<p>(1) 講演会 今年度は行わなかった。</p> <p>(2) 研修会 今年度は行わなかった。</p> <p>実施日 令和2年9月21日までに届けた。 *70歳と88歳の方に長寿記念品(@2,000円の商品券)を贈呈 対象者 306名 昨年度比 19名減 決算額 612,000円</p> <p>決算額合計 <u>3,044,012円</u></p>	<p>◎コロナ下で開催できなかったが、今後も必要に応じて行っていくべきだと思っている。</p> <p>◎今後も必要に応じて行っていくべきだと思っている。</p> <p>◎今年度も、古希・米寿お祝いとして記念品を贈呈</p>

企 画 運 営 委 員 会

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 各プロジェクト事業支援、推進</p> <p>*子どもたちと地域の絆づくり事業</p> <p>*ききょう農楽園</p> <p>*みどりの会</p> <p>*お助けセンター</p> <p>*ほっとまち茶房</p> <p>2. 「地域ビジョン」桔梗が丘“ほっとまち”構想の検証 (住民アンケートの実施)</p> <p>平成23年度策定した地域ビジョン“ほっとまち”構想が来年度10年の節目を迎える。今年度“ほっとまち”構想に基づき取組んで来たことを検証するため、住民アンケート調査を実施。</p> <p>3. 広報委員会と連携強化</p> <p>電子媒体による情報発信がスタッフの欠員により進んでいない。名張市地域づくりポータルサイト「eまちなばり」を活用するとともに、多様な電子媒体を使って情報発信できるようにする。</p>	<p>プロジェクト事業フォローアップ支援及びゆめづくり協働事業交付金使途計画の稟議予算計上を行い、当協議会関係の設備、備品等補完の充実を図った。 (稟議予算：1,325,950円)</p> <p>ゆめづくり協働事業交付金 650,000円</p> <p>桔梗が丘自治連合協議会 675,950円 (稟議予算使途支出：1,325,950円)</p> <p>生活安全部会関係</p> <p>屋外ホース格納箱設置 477,400円</p> <p>子どもたちと絆づくり事業関係 56,284円</p> <p>市民センター関係</p> <p>健康測定器具 65,450円</p> <p>市民センター洋式トイレ化等 327,525円</p> <p>市民センター分電盤工事 348,425円</p> <p>南市民センターテレビ受信化 50,866円</p> <p>地域ビジョン策定プロジェクトチームの立ち上げ。 各アンケート設問事項決定 各アンケート用紙配布完了</p> <p>住民向け(各自治会・区、配布回収協力)</p> <p>協議会関係者向け</p> <p>小中学校生向け</p> <p>*住民向けアンケート用紙等作成費(外注)及びアンケート集計ソフト作成費・事務用品等 (他アンケート用紙は事務局印刷)</p> <p style="text-align: right;">283,848円</p> <p>広報委員会と連携</p> <p>当協議会の各自治会・部会活動の連携のもと広報活動の充実をはかり、安心・安全な地域のまちづくりを更に進めたい。</p> <hr/> <p>予算額合計 : 150,000円</p> <p>決算額合計 : 283,848円</p> <p style="text-align: center;">△133,848円</p> <p>稟議予算(上述1項に明細)</p> <p>計画額 : 1,325,950円</p> <p>決算額 : 1,325,950円</p>	<p>1. 各プロジェクト事業は、自主自立を原則に補助金等の有効活用により環境整備を進めている。経営面は、自助努力により安定している。</p> <p>しかし、自治会(区)、各部会を含め、ボランティアスタッフの高齢化と人数不足がメンバーの負担増となっており、相互の理解と信頼のもと、より多くの方の参加協力をお願いしたい。</p> <p>2. 同プロジェクトチームによりアンケート設問等の立案を行い、当自治連合協議会において決議を行ってアンケート用紙の配布完了。</p> <p>今後、アンケート集計、検証を行い、次の10年間の基本計画「地域ビジョン」策定に全力を注ぎ進める。</p> <p>3. 自治連合協議会活動と住民を繋げるツールとして情報紙ききょう通信が果たす役割は大きく、広報委員会と連携を図り今後も親しみのある見やすい地域情報紙の充実に努め、地域コミュニティーの充実の一役を担いたい。</p>

広報委員会

令和2年度事業計画の内容	実 績	評価及び反省
<p>1. 情報紙の発行</p> <p>毎月、ききょう通信を発行する。</p> <p>A4判4頁カラー印刷、紙面数不足の場合は増頁する。チラシ（回覧用）を出来る限りききょう通信に移行する。</p>	<p>ききょう通信は、年間12回発行した。6月号（総会）と12月号（10大ニュース）は6頁、3月号（ほっとまち構想特集）は8頁で発行した。</p>	<p>4月号からききょう通信の題字を横書きにするなど刷新し、親しまれる紙面作りを心掛けた。</p> <p>情報紙保管用にクリアファイルを各戸に配布、自治連合協議会の認知に努めた。</p>
<p>2. 広報の一元化（継続）</p> <p>自治連合協議会と市民センターの双方で発行している情報紙をききょう通信に統合し、情報発信する。また、チラシ等で個別に提供している情報についても、ききょう通信に掲載できるように進める。情報量が多い場合、情報の内容によっては、ケースバイケースで個別対応とする。</p>	<p>広報一元化は長年の懸案事項であったが、ききょう通信の1頁をセンターだよりとして掲載し統合した。また各部会、プロジェクト事業部会発行のイベントや行事等の回覧チラシは、可能な限りききょう通信への掲載に引続き理解を求めた。</p>	<p>毎月のききょう通信発行日を明確（5日）にし、各戸配布までの期間の短縮を期待したが、配布方法の更なる改善が課題となっている。</p>
<p>3. 広報スタッフの確保</p> <p>広報委員会のスタッフが欠員のため、企画運営委員会スタッフが兼務している。取材、編集、発行のスタッフを確保するとともに、電子媒体での情報発信にかかるスタッフの確保等広報委員会の立て直しを図る。</p>	<p>令和3年度定時総会で広報委員長が選任された。スタッフは企画運営委員会との兼務ではあるが広報の要員は確保された。</p>	<p>地域のニュースをタイムリーに情報発信して行くに当たって、自治会長・区長からの情報提供が不可欠であり、編集スタッフとのコミュニケーションが必要である。</p>
<p>4. 各部会・プロジェクトの紹介とスタッフの確保</p> <p>自治連合協議会のスタッフの不足と高齢化により、活動を継続することが難しくなっている。情報発信という面から自治連合協議会の活動を支えるスタッフの確保を図る。</p>	<p>新部長、新プロジェクト事業代表をききょう通信で紹介、特に高齢化や人手不足確保が喫緊の課題となっている「お助けセンター」のボランティアスタッフ募集を紙面で訴えた。</p>	
<p>5. 電子媒体での情報発信</p> <p>名張市地域づくりポータルサイト「eまち なばり」で桔梗が丘自治連合協議会の情報発信ができるよう整備する。</p>	<p>市民センターと協議会旧ホームページの更新を停止し、桔梗が丘自治連合協議会ホームページに統合して、電子媒体での情報発信を整備した。</p>	<p>ペーパーによる情報提供だけでなく、ホームページやロビー大型テレビを活用した電子媒体による自治連合協議会関係の情</p>

令和2年度事業計画の内容	実 績	評価及び反省
<p>予算額合計</p> <p style="text-align: center;"><u>1,300,000円</u></p>	<p>決算額合計</p> <p style="text-align: center;"><u>1,391,878円</u></p>	<p>報発信が徐々に定着しつつある。</p>

健康推進部会

令和2年度事業計画	実績	評価及び反省
<p>1. ききょう健康まつり</p> <p>地域のみなさまに健康について再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。</p> <p>(内容) 1) 歯医者さんによる歯チェック 2) リズム体操 (健康) 3) インボデイ 4) 高齢度チェック 5) 骨チェック 6) スクエアステップ 7) 名張バリバリ体操 8) 食べ物ビンゴ大会</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター 実施日令和2年11月22日(日) 予算額 120,000円</p>	<p>中止</p>	<p>中止</p>
<p>2. ニュースポーツ世代間交流大会</p> <p>(目的) スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ明るく活力のある地域社会を推進する。又親子や住民間の親睦及び絆づくりを推進する。</p> <p>(内容) 1) グランドゴルフ 2) クロリテイー 3) ガラッキー</p> <p>場 所 桔梗が丘小学校 実施日 令和3年3月27日(土) 予算額 90,000円</p>	<p>中止</p>	<p>中止</p>
<p>3. 体操会と協働事業</p> <p>(目的) 桔梗が丘の各地域でおこなわれている体操会の継続、発展をはかる協働事業及び夏休み小学生児童の参加を促すための参加賞等への補助事業</p> <p>予算額 100,000円</p>	<p>桔梗が丘2番町1区 桔梗が丘西地区 桔梗が丘体操会 参加児童85人</p> <p>決算額 24,000円</p>	<p>新型コロナウイルス感染予防の為、参加者が少なかった今年度については仕方がないと思います。</p>
<p>4. ききょう健康講座</p> <p>(目的) 生活習慣病の予防や暮</p>		

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>らしの中でみんなが健康について考え実践して行く事をテーマに、「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促して行く。</p> <p>(内容)</p> <p>1) らく楽体操教室 「最近、躓くことが多くなった」 「健康のために何か始めたい」 「自宅で簡単に楽に出来る体操がしたい」と云う方に。 *青竹ふみ *音に合わせて有酸素運動 *心地よいストレッチでリラックス *楽しい脳トレ 予算額 120,000円</p> <p>2) 楽しい健康づくり講座 *健康に関する講演を行う。 予算額 20,000円</p> <p>3) 健康(リズム)体操を実施する 場 所 桔梗が丘市民センター 実施月 7月・9月・11月・1月・3月の年5回実施 予算額 50,000円</p> <p>4) 健康ウォーキング 場 所 未 定 実施日 令和3年5月実施予定 予算額 40,000円</p> <p>5) 生活習慣病予防料理教室 *生活習慣病を予防する料理の</p>	<p>前期4月～9月・5回実施 参加者・134名 南市民センター 後期10月～3月・9回実施 参加者・365名</p> <p>郵便代 4,964円 講師料 114,000円</p> <p>決算額 118,964円</p> <p>中 止</p> <p>実施日 9月11日・10月9日・11月13日・1月8日・3月12日 参加者 113名 講師料 30,000円 皆勤賞費 5,679円 決算額 35,679円</p> <p>中 止</p> <p>中 止</p>	<p>*自宅で椅子を使い簡単に出来る筋力アップ体操で筋力が高まった。 *脳のトレーニングにもなり良かった。</p> <p>中 止</p> <p>新型コロナウイルス感染予防の為参加者が昨年度より減少しました。</p> <p>中 止</p> <p>中 止</p>

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
学習と料理実習 場所 桔梗が丘市民センター 調理室 実施回数 3回（7月・11月・ 2月） 予算額 20,000円		
6) スクエアステップ 躓き転倒及び認知症予防に効果 があり、簡単に楽しく出来るエク ササイズ 予算額 40,000円	場所 桔梗が丘市民センター 南市民センター 実施回数7月～3月 45回 参加人数 延べ519名 チラシ代 15,510円 決算額 15,510円	初級、中級のリーダー的指 導員も増え各地域の集会 場でリーダーを迎え、独自 のスクエアステップを実 施している所があります。
7) 広報紙への記事提供 *健康に関する情報を「ききょう 通信」に掲載（2ヶ月に1回）を する 予算額 10,000円 ききょう健康講座 予算額 300,000円	「“ほっとまち”健康人」を 2ヶ月に1回「ききょう通信」 に掲載 取材費 14,658円 決算額 14,658円 決算額 184,811円	昨年8月より桔梗が丘の 健康人を「ききょう通信」 に掲載しており、令和2年 度としては5人の方を紹介 させて頂きました。
5. 市の集団がん検診を桔梗が丘で 実施する。 （肺がん・胃がん・乳がんマンモ グラフィー・子宮がん）	実施日 11月3日 場 所 桔梗が丘小学校 （内訳） 受診者数 90名 肺がん 32名 胃がん 27名 大腸がん 41名 乳がん 47名 子宮がん 29名 弁当代 8,060円 飲料代 858円 決算額 8,918円	
予算額 20,000円	予算額 20,000円 決算額 8,918円	
6. 「名張ケンコー！マイレージ」 の推進 予算額合計 <u>630,000円</u>	イベント登録については地域 経営室に14種目提出 決算額 <u>217,729円</u>	新型コロナウイルス感染 防止の為にイベントの減少

住 民 交 流 部 会

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p>子どもから大人まで地域住民が参加し、様々な催しを楽しみ親睦を深める。又地域の人々に地域住民の交流を発信する場とする。</p> <p>実施予定日 令和2年8月22日(土)</p> <p>実施内容</p> <p>① 模擬店 ② 盆踊り ③ パレード ④ アトラクション ⑤ 模擬店利用券の配布</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の確保 ・シャトルバスの運行 ・会場警備を警備会社と消防団に依頼。 <p>予算額 780,000円</p>	<p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">コロナ禍により中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5月の理事会において、「コロナウイルスへの感染が懸念される中、多くの参加者が密集し、飲食がされる夏祭りを開催するのは困難である。」との理由により令和2年度の夏祭りは中止とした。 ・次年度の開催予定日 令和3年8月21日(土) ・実施予定場所 旧桔梗が丘中学校跡地グラウンド
<p>2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦を図り、住民参加・住民自身でまちづくりを推進して行こうとする意識を高める。 ・対象は桔梗が丘地区の乳幼児及び児童生徒 ・内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 世界のおもちゃ体験 ② 科学あそび教室 ③ 百人一首体験 ④ 振舞(豚汁・赤飯) 	<p>2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ</p> <p>実施日：令和3年1月10日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたっては、世界のおもちゃ体験を地域福祉部会、科学あそび教室は教育文化部会の協力を得て実施した。 ・コロナウイルス感染防止のために振る舞いと百人一首の中止、世界のおもちゃ体験と科学遊びの入れ替え中止、お菓子の屋台村をやめて福袋にし配布する等の感染予防対策をとって実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中であったので感染防止対策を十分行って実施することができた。 ・参加人数は昨年度に比べ、小学生10名、乳幼児が9名少なかったが、当日欠席する子は例年に比べ少なかった。 ・厳しい寒さと強風で開始当初館内は寒かったが、空調の効きが良かったので、途中の換気後も快適な暖かさを保つことができた。 ・世界のおもちゃ体験と科学遊びは90分の時間が確保できたのでゆっくり体験する

<p>⑤ お菓子屋台村</p> <p>予算額 150,000円</p> <p>予算額合計 <u>930,000円</u></p>	<p>・参加者は103人(乳幼児23人、小学生40人、成人41人) スタッフは46人が協力。</p> <p>決算額 102,196円</p> <p>決算額合計 <u>102,196円</u></p>	<p>ことができ好評であった。</p> <p>・次年度の開催予定日 令和4年1月9日(日)</p> <p>・場所:桔梗が丘市民センター</p>
--	---	---

教 育 文 化 部 会

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 第16回桔' ずセミナー 地域の子も達が地域の大人と共に、学びながら触れ合う。地域のおじさん・おばさんとして子どもを見守る。</p> <p>予算額：360,000円</p>	<p>実施：冬の桔' ずセミナー 内容：料理「クリスマスケーキを作ろう！」 科学「笠袋ロケットを飛ばそう！」 手芸「布トレイを作ろう！」 (ニューイヤーフェスタ協力) 笠袋ロケット・割りばし投的機・手裏剣 参加者合計：91名</p> <p>決算額：66,073円</p>	<p>コロナ感染防止の為、夏の桔' ずセミナーは中止せざるを得なかった。冬の桔' ずセミナーは応募方法・人数・会場・ボランティア不参加(料理・手芸)など変更し、コロナ対策を充分に行い開催した。</p>
<p>2. 第24回青少年が語る「こころの思い発表会」 子どもの思いを作文発表することで理解していただき、地域の大人と子どもの距離を縮める。子どもを守り育てる活動に繋げる。</p> <p>予算額：180,000円</p>	<p>「こころの思い発表会」舞台での発表は中止とした。 作文募集は例年通り行い、冊子配布のみの活動とした。 西山嘉一教育長さんに総評をいただいた。 顔写真は各学校に伺い撮影をし、参加賞授与と音楽部支援授与を行った。</p> <p>決算額：118,549円</p>	<p>桔梗内の各学校3名計15名から作文が寄せられ、友達・平和・将来の夢・コロナ・SNS・LGBTなど思いを綴ってくれた。コロナ禍という異常な状態で、当たり前がどんなに大切かを多くの子どもが語っていた。</p>
<p>3. 第24回ふるさと歴史ハイキング 参加者が交流を図りながら、地域の歴史や自然を学びふるさとを愛する心を養おう。</p> <p>予算額：50,000円</p>	<p>実施：11月14日(土) 参加者：45名 講師：門田 了三 先生 内容：「下比奈知を歩こう！」</p> <p>決算額：31,806円</p>	<p>参加人数半減・検温・手指の消毒・ソーシャルディスタンス等の配慮をしながら開催した。ハイキング日中で寺や神社で温かく迎えていただいた。</p>

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>4. 私の一冊文庫</p> <p>予算額：16,000円</p> <p>予算額合計 <u>606,000円</u></p>	<p>実施：毎月第1・3・5木曜日開催 南センターにて本の読み聞かせや話し 合いのボランティア活動。 絵本展「とびだせ私の一冊文庫」は中止。</p> <p>決算額：16,000円</p> <p>決算額合計 <u>232,428円</u></p>	<p>南小・東小・学童・桔梗 中ファミリーホームなど に、「私の一冊文庫」コー ナーを設置。</p>

生活安全部会

令和2年度事業計画	実 積	評価及び反省
1. 普通救命講習会開催 (年度内 2回開催) 予算額 2,000円	令和2年10月11日(日) 11名 令和3年3月14日(日) 6名 合 計 17名 決算額 1,399円	累計開催数 28回 延べ受講者 419名
2. 防犯パトロールの実施 予算額 29,200円 桔梗が丘中学校交通対策 (ベスト、帽子、横断旗) 予算額 38,280円	青色回転灯装着車1台で月4回1時間桔梗が丘24区を巡回する。 桔梗が丘中学校下校時交通整理 決算額 35,200円 決算額 45,980円	巡回することで防犯の抑止になる。月の回数をもう少し増やさなければと思う。 桔梗が丘中学校と北中学校の下校時の自転車の事故を防ぐ。
3. 命の笛贈呈 予算額 15,000円	桔小 79個 東小 33個 南小 31個 決算額 13,475円	3小学校の新入学児童の防犯に役立つように配布。
4. 桔梗が丘自治連合協議会自主防災推進グループに協力する。	新型コロナウイルス感染拡大のため研修、講義等活動一時中止。	令和3年4月より再開
5. 「地域の課題」を考える講演、防災について 予算額 15,000円	新型コロナウイルス感染予防のため中止。	令和3年9月11日(土)開催予定
6. 消火栓ホース格納箱の製作と設置 _____	桔梗が丘2番町2号公園 桔梗が丘5番町12号公園 桔梗が丘8番町2区住宅敷地内 桔梗が丘南4番町1号公園 決算額 3,991円	令和2年9月23日設置 桔梗が丘24区に設置完了 報告写真、コピー代
*ゆめづくり協働事業交付 (予算額480,000円)	*ゆめづくり協働事業交付金より (477,400円)	
7 消火栓にホースを接続した放水訓練 予算額 36,000円	7月は新型コロナウイルス感染予防のため中止。 10月25日(日)参加者15名 決算額 9,716円	消火栓ホース格納箱が桔梗が丘24区に設置完了したのを機に、放水訓練の募集を廃止します。今後は各地域で防災訓練の一貫として、消防署で訓練を受けてください。
予算額合計 <u>135,480円</u>	決算額合計 <u>109,761円</u>	

快 適 環 境 部 会

令和2年度事業計画	実 績	評価及び解説
<p>I 環境を守る活動 地域の環境を守り育てる</p> <p>1. 公園美化運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「桔梗が丘みどりの会」と協働連携 ・桔梗の森公園のクリーン活動偶数月の第1月曜9時より実施 ・作業後のコーヒータイムで親睦を図る。 <p>予算額 36,800円</p> <p>2. 「桔梗が丘クリーン大作戦2020」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦に参加すると共に、同作戦の趣旨に賛同して活動した自治会を奨励する。 <p>実施：6月7日（日）</p> <p>予算額 40,000円</p> <p>3 写真展の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桔梗が丘の「すばらしい環境、風景、情景、人々の活躍」などに関する写真募集と展示 <p>実施：3年2月予定</p> <p>予算額 30,000円</p> <p>Iの予算額 106,800円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の為、4月・6月は中止。 ・8月・10月・12月・2月の計4回はコロナ対策を行い、各1時間の清掃を実施。 総勢 74名の参加 ・作業後コーヒータイムで慰労及び親睦を図った。 <p>決算額 30,860円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協賛自治会 10団体 支援金3,000円×10団体 <p>決算額 30,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の為、中止しました。 <p>Iの決算額 60,860円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は、三密を避けながら清掃活動を実施。 ・コロナ禍の中、活動したことで部員の自覚と結束が強まった。 ・コーヒータイムで親睦促進。 <p>・多数の自治会の賛同を得て各地域で実施</p>

<p>II 環境を知る活動</p> <p>地域の環境を楽しみながら環境を知る大切さを体感</p> <p>1 桔梗が丘南小学校の自然学習支援 ・東山ふれあいの森で実施 実施：10月28日（火） （「子どもたちと地域の絆づくり事業」・「桔梗が丘みどりの会」との協働連携）</p> <p>2. 桔梗が丘付近の自然を知る活動 (1)新緑ハイキング 実施：5月3日（日） (2)バードウォッチング 桔梗の森公園を中心として 実施：3年1月16日（日）</p> <p>3. 桔梗が丘ホテル祭り （桔梗が丘5番町シャクリ川）</p> <p>4. 「季節の便り」の発行・掲示・市民センター（桔・南）や桔梗の森公園東屋に掲示する。</p> <p>II 「知る活動」の経費関連の纏め予算額（円）</p> <p>南小自然体験学習関係費 100,000円 講師謝礼 40,000円 傷害保険 5,000円</p> <p>資料等調査作成費 10,000円</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>前日</td> <td>当日</td> </tr> <tr> <td>部員の参加人数</td> <td>8名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>総参加人数</td> <td>-</td> <td>164名</td> </tr> </table> <p>・コースの保全誘導作業、記念撮影 ・弁当発注量の調整・手配・配布</p> <p>・コロナ禍の為、中止しました。</p> <table border="0"> <tr> <td>総参加人数</td> <td>27名</td> </tr> <tr> <td>部員参加人数</td> <td>7名</td> </tr> </table> <p>・コロナ禍の為、中止しました。</p> <p>6回発行 No. 34～39 ポスター等費用は総務負担</p>		前日	当日	部員の参加人数	8名	13名	総参加人数	-	164名	総参加人数	27名	部員参加人数	7名	<p>・桔梗が丘南小学校 児童 95名他 ボランティア 62名</p> <p>・コース中継所の飲料水手配、トイレ設置。</p> <p>・コロナ禍の為、観察地域縮小して実施。</p> <p>・関心者も多く好評を得ており、今後とも継続していく。</p> <p>・弁当代、記念缶バッジ他費用 ・バードウォッチング・セアカゴケグモ調査報告 ・南小体験学習ボランティア・バードウォッチング参加者</p> <p>・体験学習向けドローンを使用した資料作成</p>
	前日	当日													
部員の参加人数	8名	13名													
総参加人数	-	164名													
総参加人数	27名														
部員参加人数	7名														

令和2年度事業計画	実 績	評価及び解説
<p>IIの予算額 155,000円</p> <p>予算額合計 <u>261,800円</u></p>	<p>IIの決算額 115,009円</p> <p>決算額合計 <u>175,869円</u></p>	

地 域 福 祉 部 会

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動</p> <p>予算額 40,000円</p>	<p>・毎月1回、第3金曜日定例会後「陽だまり」を持って対象者宅を訪問。</p> <p>・1回当たり約1,050枚で、回覧を含め年間約17,000枚を印刷。</p> <p>決算額 17,868円</p>	<p>・できるだけ声をかけ安否を確認している。</p> <p>・活動に理解を深めてもらうため、年6回各地域で回覧してもらった。</p>
<p>2. 年末友愛訪問</p> <p>予算額 270,000円</p>	<p>プレゼント（チョコレート）を持って対象家庭を訪問。</p> <p>・75歳以上の1人暮らし世帯。</p> <p>・75歳以上の高齢者のみ世帯。</p> <p>・重度の寝たきりや認知症の方等特に見守りの必要な世帯。</p> <p>(845世帯)</p> <p>決算額 272,090円</p>	<p>・ささやかなプレゼントではあるが喜んでもらっている。</p> <p>・団塊の世代が対象になり始め人数が増えている。</p>
<p>3. 桔梗が丘「陽だまりのつどい」</p> <p>予算額 200,000円</p>	<p>令和2年10月11日（日）実施予定で計画を進めていたが、コロナウイルスの感染拡大で実施できなかった。対象の80歳以上高齢者全員(1,100人)にマスクを届けた。</p> <p>・桔梗が丘「陽だまりのつどい」準備経費 17,361円</p> <p>・マスク配付経費 124,929円</p> <p>決算額 142,290円</p>	<p>・元気な高齢参加者が増え、多くの人が年1回の出会いを楽しみにしてくれているが、残念ながらコロナウイルス感染拡大防止のため実施することができなかった。急遽計画を変更してマスクを配付したが、例年は会に参加できない人にも届けることができ、喜んでもらえてよかった。</p>
<p>4. いきいきサロン</p> <p>予算額 580,000円</p>	<p>決算額 580,000円</p> <p>・地域内の13箇所で、それぞれの実情に合わせて計画を立て、実施する予定をしていたが、コロナウイルスの感染拡大により実施回数が少なくなった地域が多かった。</p>	<p>・コロナウイルス感染防止のための除菌グッズや仕切り板等を購入した。</p>

令和2年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>5. 障がい者グループホーム交流会</p> <p style="text-align: center;">予算額 50,000円</p>	<p>・令和2年11月1日(日)地区内の3箇所のグループホームと交流する予定で計画を立て、演技などの練習をしていたが、コロナウイルス感染拡大のため中止とし、演技等を収めたDVDとお菓子を届けた。</p> <p style="text-align: center;">決算額 14,854円</p>	<p>・各グループホームにおいて、DVDを見て楽しんでもらえたようでよかった。</p>
<p>6. 赤ちゃん、ちびっ子「なかよし広場」</p> <p style="text-align: center;">予算額 60,000円</p>	<p>・毎月1回、第3火曜日に未就園児とその保護者が参加した。</p> <p style="text-align: center;">参加者：毎回約35人</p> <p style="text-align: center;">決算額 60,040円</p>	<p>・保護者の育児相談、友達づくりの場になっている。</p> <p>・コロナウイルス感染予防のため、3月～6月迄の4か月間実施することができなかった。その後再開してからも参加者は、例年に比べて少なかった。</p> <p>・感染予防のため、体温計、消毒薬除菌グッズ等購入した。</p>
<p>予算額合計</p> <p style="text-align: center;"><u>1,200,000円</u></p>	<p>決算額合計</p> <p style="text-align: center;"><u>1,087,142円</u></p>	

別紙2-1 令和2年度協議会会計決算書

令和2年度 協議会会計 決算書

収入の部

(単位：円)

項	目	予 算	決 算	差 額	摘 要
1 会費	会費	1,000,000	1,043,600	43,600	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	5,059,000	5,059,000	0	ゆめづくり地域交付金
	2 〃 (加算額)	5,117,600	5,117,600	0	コミュニティ活動費
	3 〃 (特別交付金)	300,000	300,000	0	事務局経費
	4 〃 (人件費)	4,700,000	4,700,000	0	〃
	5 市社協交付金	600,000	567,940	△ 32,060	
	小 計	15,776,600	15,744,540	△ 32,060	
3 補助金	市社協補助金	200,000	220,000	20,000	いきいきサロン補助金
4 雑収入	1 雑収入	270,000	270,000	0	生活習慣病予防普及活動
	2 車両使用料	50,000	49,985	△ 15	軽トラック使用料
5 負担金		4,700,000	4,700,000	0	市民センター会計から人件費
6 繰入金	1. 積立基金	—	—	—	
合 計		21,996,600	22,028,125	31,525	
7 繰越金		1,416,455	1,416,455	0	
総 合 計		23,413,055	23,444,580	31,525	

支出の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	差額	適 用	
1 人件費	1 給与・手当	8,950,000	7,844,000	△ 1,106,000	職員	
	2 報酬	840,000	840,000	0	センター長	
	3 社会保険料	100,000	18,028	△ 81,972	労災・雇用保険	
	小 計	9,890,000	8,702,028	△ 1,187,972		
2 総務費	1 事業費 (敬老費用含む)	838,400	612,000	△ 226,400	敬老の祝い品	
	2 費用弁償費	450,000	410,600	△ 39,400	各委員会・部会の運営会議出席	
	3 会議費	250,000	87,929	△ 162,071	定時総会冊子作製	
	4 研修費	100,000	0	△ 100,000		
	5 防犯防災費	200,000	200,000	0	消防団桔梗が丘班活動	
	6 備品購入費	250,000	768,127	518,127	男女トイレ改修 パソコン マイク	
	7 事務費	600,000	495,673	△ 104,327	部会・委員会のコピー代	
	8 車両費	150,000	194,899	44,899	車検 保険	
	9 ビジョン新規事業費	250,000	219,301	△ 30,699	お助け 絆づくり補助	
	10 雑費	50,000	55,483	5,483		
	小 計	3,138,400	3,044,012	△ 94,388		
3 委員会・部会費	3 企画運営費	150,000	283,848	133,848		
	4 広報費	1,300,000	1,391,878	91,878	ききょう通信	
	5 健康推進費	630,000	217,729	△ 412,271		
	イ 事業費	ロ 夏まつり費	150,000	102,196	△ 47,804	ハッピーニューイヤーフェスタ (中止)
		ロ 夏まつり費	780,000	0	△ 780,000	
	6 住民交流費	930,000	102,196	△ 827,804		
	7 教育文化費	606,000	232,428	△ 373,572	桔梗セミナー	
	8 生活安全費	135,480	109,761	△ 25,719	防犯パトロール	
	9 快適環境費	261,800	175,869	△ 85,931	公園美化運動	
	10 地域福祉費	1,200,000	1,087,142	△ 112,858	高齢者等への友愛活動 いきいきサロン	
1 1 コミュニティ活動費	5,117,600	5,117,600	0			
中 計		23,359,280	20,464,491	△ 2,894,789		
1 2 積立金			1,000,000	0		
1 3 予備費		53,775		△ 53,775		
1 4 繰越金			1,980,089	1,980,089		
総 合 計		23,413,055	23,444,580	31,525		

< 2年度予算の流用について >

「企画運営費」「広報費」の予算オーバー分については、会計処理規程第20条に基づき「住民交流費」より流用した。

協議会会計

別紙2-2 令和2年度末の財産目録及び積立金残高報告書

1、財産目録(令和3年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
現 金	165,745	未払金(※)	1,000,000
預 金	2,814,344	正味財産	1,980,089
合 計	2,980,089	合 計	2,980,089

※ 未払金は「財政調整積立金 1,000,000」。

2、令和2年度(R3.3.31)末の積立金残高(=普通預金及び定期預金残高)

(単位:円)

		財政調整積立金	自然災害積立金	車輛買換積立金	有事の助け合い基金
		(普通預金) [1142048]	(普通預金) [1142055]	(普通預金) [1139275]	(定期預金) [7003074]
繰越金		1,501,021	1,501,021	1,912,790	417,836
増加	積立	(注) 1,000,000	—		—
	利息	12	12	16	35
	計	1,000,012	12	16	35
減少		—	—	—	—
残高		2,501,033	1,501,033	1,912,806	417,871

(注) 期末時点では未積み立て

議案第2号 令和2年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承認に関する件

令和2年度の“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の報告を次のとおり行います。

1. ほっとまち茶房ききょう事業
2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
3. みどり環境保全事業（桔梗が丘みどりの会）
4. ききょう農楽園事業
5. 桔梗が丘お助けセンター事業

1. ほっとまち茶房ききょう事業

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために市民センターの利用者も減少した影響で茶房の利用者も例年に比べて大幅に減少しました。

6月15日からの茶房再開にあたっては、茶房独自の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン」を設定して事前にボランティアスタッフ全員の研修会を開催し、安心・安全に利用して頂くことに努めました。

また日本赤十字社のwithコロナ助成金を受けて、感染拡大防止対策として飛沫防止用アクリル板等を設置して利用者、ボランティアスタッフの安心・安全に努めました。

12月には「シリウス・クリスマスコンサート」を開催して住民の皆様喜んで頂きました。

しかしながら毎月の歌声喫茶や「七夕コンサート」・「新春お楽しみ会」は残念ながら開催が中止となりました。

令和2年度開業日数	165日
売上総額	396,800円
1日平均売上額	2,400円

・令和2年度ほっとまち茶房ききょう特別会計決算書

(収入の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
利用料収入	900,000	396,800	コーヒー等
市社協補助金	50,000	51,500	補助金、共同募金還付金
繰越金	35,000	32,870	令和元年度繰越金
雑収入	0	0	預金利息
WITHコロナ助成金		200,000	
合計	985,000	681,170	

(支出の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
事業費	545,000	406,602	材料費、消耗品費、コロナ対策費等
実費弁償費	350,000	268,900	交通費実費弁償

光熱水費負担金	40,000	0	市民センター一部負担分
積立金	50,000	0	備品購入及び修繕引当金
繰越金		5,668	令和2年度繰越金
合計	985,000	681,170	

・令和2年度ほっとまち茶房ききょう積立金決算書

(単位 円)

令和元年度末残高	令和2年度収入	預金利息	令和2年度支出	令和2年度末残高
482,910	0	4	0	482,914

2. 子どもたちと地域の絆づくり事業

早や事業は8年目となり、令和2年度は桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会主催の3校合同事業として、引き続き通学路花いっぱい運動を中心に据えつつ、昨年は桔梗が丘東小学校が取り組んだ、里山自然体験学習を、本年も快適環境部会と桔梗みどりの会との協働で行いました。学校、PTA、ボランティア、地域がひとつに成り成功した経験を活かし、東山ふれあいの森を舞台に今年度は桔梗が丘南小学校が実施致しました。

通学路花いっぱい運動については、数年に亘り経験した結果、春の花苗はうまく育て易いが、秋植えの苗は育成が難しいため業者より購入しています。今後も単独事業のノウハウの共有を進めていきたいと考えています。また自治連合協議会の他部会との連携につきましては、快適環境部会、桔梗が丘みどりの会との協働で行いました。

予算については、名張市放課後子ども教室事業の委託費172,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金100,000円とゆめづくり協働事業助成金56,284円自治連合協議会負担金30,000円を事業費に充てました。

令和2年度子どもたちと地域の絆づくり事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
事業委託費	172,000	172,000	名張市放課後子ども教室事業
助成金	100,000	100,000	みえ森と緑の県民税市町交付金
ゆめづくり助成金	56,284	56,284	追加予算。自然体験学習冊子代
協議会負担金	30,000	30,000	自治連合協議会
合計	358,284	358,284	

(支出の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
報償費	82,000	72,000	サポーター費用弁償金
需用費	276,284	286,284	花苗、種、肥料、資材、冊子
合計	358,284	358,284	

3. みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業）

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとして多くの自然緑地が残されており、桔梗が丘のまちづくりにかけがえのないものとなっている。しかし面積も広く名張市の管理だけでは充分いきとどいていないのが現状である。そこで、こういった環境を整備保全する目的で、桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業組織として、「桔梗が丘みどりの会」を組織し、ボランティアスタッフにより取り組んでいる。桔梗が丘みどりの会では、令和2年度においても下記のとおり取り組んだ。

（1）桔梗が丘地内の近隣公園及び緑地の整備保全活動の実施

桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）において、枯木の伐倒処理、園路整備、希少植物の保護、補植的な植樹等整備保全の作業を毎月定例的に実施した。また、定例作業の他、必要に応じて適時作業を行うと共に他のボランティア団体とも連携して、みどり環境の整備保全活動に努めた。

これらを進めるため名張市みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業の補助金を受け、桔梗の森公園（10号公園）をはじめとした自然緑地の植物保護を行うと共に、自然環境の保全活動を実施した。

（2）東山ふれあいの森における環境教育推進事業の取組

子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会及び快適環境部会並びに桔梗が丘南小学校と連携して、東山ふれあいの森において10月28日（水）桔梗が丘南小学校児童を対象に、子どもたちが里山にふれその大切さを学ぶ環境教育推進事業に取り組んだ。

（3）桔梗の森公園（10号公園）名張市との受委託契約に基づく清掃作業の実施

桔梗の森公園（10号公園）において名張市との受委託契約に基づき清掃作業を実施し、桔梗の森公園（10号公園）の管理に努めた。

・令和2年度特別会計決算書みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業）

（収入）

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	摘 要
委託料	77,000	79,200	名張市桔梗の森公園清掃作業委託料
名張市補助金	240,000	240,000	みえ森と緑の県民税市町交付金
雑収入	1,000	3,004	実費報償費・利息
繰越金	68,046	68,046	前年度（令和元年度）より繰越
合 計	386,046	390,250	

(支出)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
需用費・備品購入費 等	343,046	265,200	<事業対応内訳> みえ森と緑の県民税交付金事業 分 240,123 一般分 25,077
保険料	10,000	6,650	ボランティアスタッフ保険料
報償費	33,000	38,800	ボランティアスタッフ実費報償
繰越金	—	79,600	次年度への繰越金
合 計	386,046	390,250	

「令和2年度機械施設修繕整備積立金決算」

令和元年度末決算 積立金額	300,000円
令和2年度取崩額	0円
令和2年度積立額	0円
令和2年度末決算 積立金額	300,000円

4. ききょう農楽園事業

ききょう農楽園は、本年度も農薬や化学肥料を使用しない根菜類を中心に栽培、地域の皆さんに提供してきました。

例年であれば、桔梗が丘夏祭り、桔梗が丘西地区のイベントや桔梗が丘健康フェスタのイベントに出品していましたが、新型コロナウイルスの影響ですべてのイベントが中止となり、収穫物を提供する機会が無くなりました。そこで、ききょう農楽園主催のイベントとして、『ミニトマト狩り』や『サツマイモ掘り』の体験会を実施しました。『サツマイモ掘り』は、募集当日に定員一杯になるほどの盛況ぶりでした。一方、収穫した野菜は、ほっとまち茶房の協力を得た販売や、お助けセンター配食部会へ食材の提供をしました。今後の取り組みとして、更なる品質向上と保管方法等の検討を進め、希望者を対象に手打ち蕎麦の体験会も考えています。

ものづくり分科会は、蕎麦の栽培に挑戦し、製粉化までの技術確立を図ることができました。

また、今年度は新たに4名の方が参加されることになり2名の方の退会もあり、2名の増員となりました。しかしながら、農作業は人手が掛かりますので、参加者募集は今後も積極的に行っていきます。

・令和2年度ききょう農楽園特別会計決算書

収入の部		(単位：円)	
区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
会 費	52,600	56,200	
売上金	60,000	37,400	3,000円補助金を含む
鳥獣捕獲奨励金	5,000	7,000	
繰越金	47,536	48,536	
合 計	165,136	149,136	

支出の部		(単位：円)	
区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
消耗品費	95,000	38,587	+12,939円 (ものづくり支出)
雑費	50,000	40,343	
積立金	—	15,000	
予備費(繰越金)	20,136	55,206	
合 計	165,136	149,136	

令和2年度積立金残高		(単位：円)
区 分	修繕整備積立金	
令和2年度積立	15,000	
令和2年度末残高	115,000	

5. 桔梗が丘お助けセンター事業

令和2年度お助けセンターの活動実績は次のとおりです。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として4月、5月の2か月間、活動を自粛し支援サービスを休止したため利用者に不便を掛けてしまいました。また、消毒液、マスク等衛生用品、検温器具、使い捨て弁当箱等コロナ対策費用が発生しました。

1. センター全般

運営管理システムは、家事支援及び外出支援において、事務の流れに即したシステムに仕上げる作業を概ね完了しました。

2. 家事支援サービス

年間依頼件数 45件 [作業実施件数 42件]

(内訳 庭管理 [29]件 大工仕事 [6]件 重量物移動 [7]件)

3. 外出支援サービス

活動自粛による支援サービスの一時期休止、並びに利用者のコロナ禍での外出自粛等により利用件数が減少しました。

利用者登録 65名 利用件数 548件 (延1018回)

行先の内訳 医療機関 386件 62%

4. 配食サービス

コロナ禍で細心の注意を払いながら調理を行い、また、使い捨て弁当箱を使用するなどの運営管理を行いました。

利用者登録 64名

延利用件数 6,082食 (毎週月、水、金曜日)

収支決算

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
市補助金	1,500,000	1,500,000	要援護者等日常生活支援事業
社協助成金	550,000	554,000	地域福祉活動助成事業
地域負担金	100,000	100,000	
利用料	4,450,000	3,765,400	
雑収入	1,797	136	
前期繰越金	354,203	354,203	
合計	6,956,000	6,273,739	

利用料内訳	家事支援	151,100円
	外出支援	573,300円
	配食支援	3,041,000円

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
総 務 費	1,546,000	382,515	
家事支援費	180,000	284,181	機材購入等
外出支援費	980,000	989,093	公用車管理、保険等
配食支援費	4,050,000	3,844,995	食材等
積 立 金	0	400,085	
予 備 費	200,000	0	
繰 越 金	0	372,870	
合 計	6,956,000	6,273,739	

令和2年度積立金

(単位：円)

	設備及び備品等修繕整備積立金	公用車購入積立金
令和元年度末残高	190,017	1,100,034
令和2年度積立預金	400,017	68
令和2年度末残高	590,034	1,100,102

別紙3 令和2年度協議会会計決算監査及び業務監査報告

令和2年度協議会会計決算監査及び業務監査結果について

1. 監査実施日

令和3年4月11日（日）9時～16時

（於）桔梗が丘市民センター

2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第92条及び93条に基づき、令和2年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

（1）協議会会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

（2）プロジェクト事業に係る特別会計決算報告

桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業に係る特別会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

（3）協議会業務監査

桔梗が丘自治連合協議会の活動については、令和元年末ごろから今年度に掛けて「新型コロナウイルス」影響下、各委員会及び部会並びに各プロジェクト事業のなかで、当初の年度計画に一部未達の部分もありましたが、困難な中、全般的に事業計画が進められたことを評価するものです。

これらの活動に関わる皆様方におかれましては、ボランティアとして日々活動されていることに敬意を表するものです。

また、プロジェクト事業においては、5つのプロジェクト事業組織が独自に事業展開し予算的にも自立していることは、高く評価されるものです。

しかし、今年度においても、各委員会・部会・プロジェクト事業ともに高齢化が進んだため一部支障も見受けられています。

今後、人材育成及び確保に取組み桔梗が丘自治連合協議会が永続的に発展し取組まれることを念願するものです。

令和3年4月11日

監事 中村 満 (印)

監事 山崎 有三 (印)

議案第3号 令和2年度市民センター事業報告及び市民センター会計決算の承認に関する件

令和2年度の市民センター事業報告及び市民センター会計決算報告を別紙のとおり行います。

なお、令和3年4月11日に監事より市民センター会計決算の監査を受け、適正に執行したことの承認を得ています。

別紙4	令和2年度市民センター事業報告
別紙5-1	令和2年度市民センター会計決算
別紙5-2	松令和2年度末の財産目録及び積立金残高報告書
別紙6	令和2年度市民センター会計決算監査及び業務監査報告

別紙4

令和2年度 市民センター生涯学習事業実績報告

○学級・教室等

桔梗が丘市民センター・南市民センター

名称	開催時期と回数	場所と参加者	目的と内容
健康と体操の講座 「よくばり青春体操」	・年間約24回の計画、4月より開始予定。 ・月2回、第2・第4木曜日の開催。	・新型コロナウイルス感染防止対応のため約3か月間の休止。 ・7月より開催が始まった。 ・月2回、計18回の開催が出来た。	・昨年度より市民センターの生涯学習事業として取り組んでいる。「気づく、知る、学ぶ」趣旨に相応しい講座。 ・1回平均50人程度の参加者。高齢者向き筋肉運動。
今からPCを習いたい私 「パソコン教室」	・初級のコース ・4か月間12講義 ・101号教室	・Wordの初級コースを開催 ・6月～9月に12回の開催 ・参加者10名。	・「スマホ教室」の新規開設。 ・PC教室2回の内1回をスマホに替えるもの。
「天体観測会」 夏の星空を望遠鏡で観よう。	・8月～9月に1回。 ・“教室での学習”と小学校運動場にて望遠鏡で観測。	・8月29日午後7:00に開催 ・親子連れを主として30名の参加者を得た。	・「大人と子供の天体観測」として、長年に亘り親子に人気がある。
「スマホ教室」 年度内に追加実施した講座。	・12月13日(日) 12月26日(土) ・1月23日(土) 1月30日(土) ・1コース2日間。 ・各10名	・PC教室の中で、スマホを学びたいニーズが大きいのが分かった。 ・休止になった他の講座を補う、時宜を得た講座。	・高齢のスマホ購入者の不満と不安を解かず教室。 ・希望者が殺到した。時機を得た講座を、追加実施できたと喜んでいる。
連続公開講座 ・共通テーマ:「気象と私たちの生活」 ・一級の講師が来演	・年4回の予定。 ・7月9月11月12月。於講堂。 ・「地球温暖化と日本」等の演題。	・新型コロナウイルス対応にて、視聴者が大勢の講演会は開催できず。 ・講演会に出向く講師や先生が皆無である。	
館外学習講座 「心の洗濯をする写仏・写経と古刹拝観」	・年2回の開催 ・貸切りバス使用 ・當麻寺、薬師寺	新型コロナウイルス対応で開催できず。	
プチコンサート 地域の学校の吹奏楽音楽部の演奏会	・年1回12月開催 ・12月19日予定 ・1部の開場12:00 ・2部の開場14:45	・新型コロナウイルス対応～視聴者を含む参加人数を50名に限定。 ・参加申し込を応募制。	・12月19日の開催。 ・名張高校 吹奏楽部 名張青峰高校 箏曲部 名張青峰高校 吹奏楽部 桔梗が丘中学校 音楽部

別紙5-1 令和2年度市民センター会計

令和2年度 市民センター会計 決算書

収入の部

(単位：円)

項	目	予 算	決 算	差 額	摘 要
1	指定管理料	11,558,822	11,558,822	0	管理業務受託料
2	1 センター利用料	2,100,000	1,600,812	△ 499,188	
	2 コピー利用料	650,000	687,096	37,096	
	小 計	2,750,000	2,287,908	△ 462,092	
3	その他収入	40,000	54,179	14,179	自動販売機電気代、預金利息
	中 計	14,348,822	13,900,909	△ 447,913	
4	1 積立基金	0	0	0	
	2 光熱費等負担金	170,000	130,700	△ 39,300	お助け配食
	合 計	14,518,822	14,031,609	△ 487,213	
5	繰越金	1,404,032	1,404,032	0	
	総 合 計	15,922,854	15,435,641	△ 487,213	

支出の部

(単位：円)

項	目	予 算	決 算	差 額	摘 要
1	1 消耗品費	650,000	598,118	△ 51,882	コピー用紙、インク
	2 光熱水費	2,750,000	2,584,186	△ 165,814	
	3 修繕料	600,000	929,444	329,444	トイレ用具入れ設置 天井ファン設置
	4 電話料	100,000	154,842	54,842	
	5 委託手数料	3,000,000	2,745,485	△ 254,515	エレベータ点検 館内清掃 閉館業務
	6 備品購入費	500,000	654,210	154,210	折畳み机 掃除機 プリンター
	7 使用料及び賃借料	850,000	854,483	4,483	印刷機
	8 車両費	150,000	229,480	79,480	車検 保険
	小 計	8,600,000	8,750,248	150,248	
2	1 報償費	200,000	110,000	△ 90,000	パソコン教室 スマホ教室
	2 旅費	10,000	0	△ 10,000	
	3 印刷製本費	10,000	0	△ 10,000	
	4 郵便料	60,000	30,744	△ 29,256	
	5 事業費	600,000	142,820	△ 457,180	ブチャート よくばり青春体操
	6 雑費	12,000	17,502	5,502	
	小 計	892,000	301,066	△ 590,934	
3	負担金	4,700,000	4,700,000	0	人件費負担金
4	消費税	782,500	758,200	△ 24,300	
	中 計	14,974,500	14,509,514	△ 464,986	
5	積立金	0	0	0	
6	予備費	948,354		△ 948,354	
7	繰越金		926,127	926,127	
	総 合 計	15,922,854	15,435,641	△ 1,413,340	

<2年度予算の流用について>

「1.管理費の3.修繕料 4.電話料 6.備品購入費 7.使用料及び賃借料 8.車両費」の予算オーバー分については、会計処理規程第20条に基づき「2.運営費」より流用した。

市民センター会計

別紙5-2 令和2年度末の財産目録及び積立金残高報告書

1、財産目録(令和3年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
現 金	228,030	未払金(※)	374,500
預 金	1,072,597	正味財産	926,127
合 計	1,300,627	合 計	1,300,627

※ 未払金は「消費税 374,500」

2、令和2年度末(R3.3. 31)の積立金残高(=普通預金残高)

(単位:円)

		周年事業積立金	設備・備品購入積立金	車輛購入積立金
		(普通預金) [622269]	(普通預金) [622241]	(普通預金) [622255]
繰越金		1,274,556	1,700,413	1,120,127
増加	積立	—		
	利息	12	13	10
	計	12	13	10
減少		—	—	—
残高		1,274,568	1,700,426	1,120,137

別紙6 令和2年度市民センター会計決算監査及び業務監査

令和2年度市民センター会計決算監査及び業務監査結果について

1. 監査実施日

令和3年4月11日（日）9時～16時

（於）桔梗が丘市民センター

2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第92条及び93条に基づき、令和2年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

（1）市民センター会計決算監査

桔梗が丘市民センター会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

（2）市民センター業務監査

桔梗が丘市民センターでは、年度当初より「新型コロナウイルス」影響を受け、予定していた数多くの催しものが中止を余儀なくされました。

そのような一年間を通じてコロナ対策に万全を期し、できる限り多くの利用者に利用してもらおうべく対応に苦勞されていることに理解を示すものであります。

また、この機会を利用し懸念されていた雨漏り箇所の補修や館内トイレ改修に着手し、正常に戻った時への備えも十分になされていると考えます。

今後も、よりよい市民活動の憩いの場となるよう、市民の皆様方から多くのご意見を頂けるよう、より一層の市民センターのPRに努められることを念願します。

令和3年4月11日

監事 中村 満 (印)

監事 山崎 有三 (印)

議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会 会長・副会長・理事・監事の承認に関する件

桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

会長・副会長・理事・監事（案）

	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	大垣 孝彦	自治連合会代表幹事
2	副会長	坪香 昭	自治連合会副代表幹事 自治連合会第3ブロック幹事
3	副会長	西宮 剛志	自治連合会第2ブロック幹事
4	理 事	山寄 正之	自治連合会第1ブロック幹事
5	”	山中 博	自治連合会第4ブロック幹事
6	”	藤本 勝	総務委員会委員長
7	”	辻森 保蔵	企画運営委員会委員長
8	”	喜多 勲	広報委員会委員長
9	”	吉村 未好	健康推進部会長
10	”	廣岡 貞之	住民交流部会長
11	”	竹原 啓子	教育文化部会長
12	”	武仲 元男	生活安全部会長
13	”	上田 博	快適環境部会長
14	”	上島 芳子	地域福祉部会長
15	”	木村 好信	桔梗が丘市民センター長・ 桔梗が丘南センター長
16	”	松岡 雅啓	会計統括責任者
17	監 事	中村 満	
18	”	山崎 有三	

議案第5号 令和3年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)の承認に関する件

令和3年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)を別紙のとおり定めます。

桔梗が丘自治連合協議会は、各委員会及び事業部会が計画した活動に加えて、“ほっとまち”プロジェクト事業として、1. ほっとまち茶房ききょう事業, 2. 子どもたちと地域の絆づくり事業, 3. みどり環境整備保全事業, 4. ききょう農楽園事業, 5. 桔梗が丘お助けセンター事業を行っており、「人の心が織りなす幸せ社会“ほっとまち”桔梗が丘」の実現を目指して、地域住民の皆さんの一人でも多くの方の参画を得て、まちづくりの活動強化に努めます。

別紙7 令和3年度委員会・部会事業計画書(案)

別紙8 令和3年度協議会会計予算書(案)

令和3年度委員会・部会事業計画書（案）

総務委員会

令和3年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。</p> <p>2. 規約、規則、規定等の制定又は改正により、協議会運営の充実化と円滑化を図り、今後の協議会のあるべき方向性や問題点を検討する。</p> <p>3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。</p> <p>4. 指定管理者として、協議会事業と市民センター事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。</p> <p>5. 協議会事業の成果を高めるための後方支援として、次の事業を実施する。</p> <p>(ア) 協議会活動充実のための講演会 年1回実施</p> <p>(イ) 他地域との交流を深め協議会活動充実のための研修</p> <p>(ウ) 市民センター祭の共催</p> <p>6. 敬老の日の行事 （目的）永年、社会の発展に貢献された区切りを迎えられる高齢者のご苦勞と長寿を祝い、高齢者自ら生活向上意欲を高めると共に地域の皆様が高齢者福祉と地域福祉に資することを目的とする。 （内容） 70歳と88歳の方に古希、米寿記念品を贈呈</p> <p>実施日 令和3年9月20日</p>	<p>予算額 88,400円</p> <p>（内訳） 講師謝礼 50,000円 資料代（コピー代） 50円×50人 2,500円 開催案内10円×590部 5,900円 交通費等 30,000円 全体予算の「研修費」で支出予定 (100,000円)</p> <p>（内訳） 交通費 (70,000円) 昼食代 (20,000円) 雑費 (10,000円)</p> <p>予算額 50,000円</p> <p>総務委員会事業費予算額 138,400円</p> <p>予算額（繰出金） 700,000円 長寿記念品 350人×2,000円=700,000円</p>
<p>7. 協議会全体の関係予算</p> <p>1) 費用弁償費</p> <p>2) 会議費</p> <p>3) 研修費（協議会の委員会・部会での実施分）</p>	<p>予算額 500,000円</p> <p>予算額 200,000円</p> <p>予算額 100,000円</p>

令和3年度事業計画の内容	予算額の明細
4) 防犯防災費（名張市消防団蔵持分団桔梗が丘班）	予算額 200,000円
5) 備品購入費	予算額 150,000円
6) 事務費（コピー、事務経費）	予算額 600,000円
7) 車両費	予算額 200,000円
8) ビジョン新規事業用費用	予算額 150,000円
9) 雑費	予算額 50,000円
	協議会全体の関係予算額 2,150,000円
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める	予算額合計 <u>2,988,400円</u>

令和3年度の事業計画の内容	予算額の明細
1. 「地域ビジョン」アンケート集計～素案策定 地域ビジョン策定プロジェクトチームにより推進	予算額 80,000円 (事務備品等)
2. プロジェクト事業補完事業 及び ボランティア活動事業支援 *R3年度名張市ゆめづくり協働事業交付金は交付無し 従って、右の通り予算計上 (R2年度同交付金実績 65万円)	予算額 300,000円 (補充備品等)
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計 <u>380,000円</u>

広 報 委 員 会

令和3年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 広報紙「ききょう通信」の発行と情報発信の一元化 毎月、ききょう通信を発行する。 A4判4頁カラー印刷で毎月発行、紙面数不足の場合は増頁する。 市民センター、各部会、プロジェクト部会の理解、協力を得てチラシ（回覧用）の情報を出来る限り「ききょう通信」に1本化（経費節減）して掲載できるように進める。 緊急性のあるものや住民への周知徹底が必要な場合は、ケースバイケースで個別対応とする。</p> <p>2. ホームページ等電子媒体による情報の運用管理 令和2年度に市民センターと自治連合協議会ホームページを統合し、名張市地域づくりポータルサイト「eまちなばり」への移行が完了した。 一方、スマートフォン等の利活用が急速に進むなか、電子媒体を使用した住民への適切な情報提供のあり方を研究するとともにロビー大型テレビの利活用含めた情報発信の運用管理体制を整備する。</p> <p>3. 協議会関係図書等の整備 協議会、各部会、プロジェクト事業部会が発行する冊子等図書を広報委員会が一元的に管理保管し、住民が自由に閲覧できる環境を整える。</p> <p>4. 協議会事務局、各部会、プロジェクト事業部会が発行し、夫々が所蔵している冊子等余剰分の提供を受けて収集する。</p>	<p>1. ききょう通信編集印刷委託費 A4版4頁カラー印刷 6,000部 12回発行 情報量及び内容により、 2頁追加 2回（6頁発行） 4頁追加 1回（8頁発行）</p> <p style="text-align: right;">1,450,000円</p> <p>2. 資機材管理費 インク等消耗品 69,000円 プリンター保守費 31,000円</p> <p>3. ビデオライブラリー整備拡充費 ライブラリーソフト（DVD） 購入費等 20,000円</p>
<p>桔梗ヶ丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算合計額 <u>1,570,000円</u></p>

健康推進部会

令和3年度事業計画の内容	予算額明細
<p>1. ききょう健康まつり (目的) 地域のみなさまに健康について再認識していただき、又暮らしの中で健康づくりを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。 (内容) 1) 歯医者さんの歯チェック 2) インボデイ 3) 高齢度チェック 4) 骨チェック 5) 健康体操 (リズム体操) 6) スクエアステップ 7) 名張バリバリ体操 8) 栄養たっぷり食べ物ビンゴ大会 場 所 桔梗が丘市民センター 実施日 令和3年11月23日 (祝日)</p>	<p>予算額 120,000円 <内訳> 1) 健康体操等の講師料 20,000円 2) スタッフ 昼食代 20,000円 3) ビンゴ大会景品代 60,000円 4) 諸雑費 20,000円</p>
<p>2. ニュースポーツ世代間交流大会 (目的) スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ明るく活力のある地域社会を推進する。 親子や住民間の絆作りを推進する。 (内容) 1) グランドゴルフ 2) クロリテイー 3) ガラッキー 場 所 桔梗が丘小学校 実施日 令和4年3月27日 (土)</p>	<p>予算額 90,000円 <内訳> 1) 景品 40,000円 2) 指導・運営費謝礼 30,000円 3) 諸雑費 20,000円</p>
<p>3. 体操会と協働事業 (目的) 桔梗が丘の各地域で行われている体操会の継続、発展をはかる協働事業、及び夏休み小学生児童の参加を促すための参加賞等への補助事業 実施日 令和3年3月1日～12月25日</p>	<p>予算額 100,000円 1) 夏休み小学生児童の参加賞などの費用の補助</p>

令和3年度事業計画の内容	予 算 額 明 細
<p>4. ききょう健康講座</p> <p>(目的) 生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して、地域の皆様に健康啓発を促していく。</p> <p>(内容)</p> <p>1) らく楽体操教室</p> <p>「最近、躓くことが多くなった・・・」「健康のために何か始めたい」自宅で簡単に楽にできる体操です。</p> <p>* 青竹ふみ</p> <p>* 音に合わせて有酸素運動</p> <p>* 心地いいストレッチでリラックス</p> <p>* 楽しい脳トレ</p> <p>実施日 4月～9月 10回 10月～3月 10回 年間 20回 開催</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター</p> <p>2) 楽しい健康づくり講座</p> <p>* 健康に関する講演を行う。</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター</p> <p>実施日 令和3年3月中旬予定</p> <p>3) 健康体操（リズム体操）を実施する。</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター</p> <p>実施月 7月・9月・11月・1月・3月の年5回の実施</p> <p>4) ウォーキング</p> <p>場 所 未 定</p> <p>実施日 令和3年5月 実施予定</p> <p>5) 生活習慣病予防料理教室</p> <p>* 生活習慣病を予防する料理の知識を習得</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター調理室</p> <p>実施月 7月・11月・2月年3回実施</p>	<p>1) 予算額 120,000円</p> <p><内訳></p> <p>講師料 120,000円</p> <p>2) 予算額 20,000円</p> <p><内訳></p> <p>講師謝礼 10,000円</p> <p>諸雑費 10,000円</p> <p>3) 予算額 50,000円</p> <p><内訳></p> <p>講師料 30,000円</p> <p>諸雑費 20,000円</p> <p>4) 予算額 40,000円</p> <p>5) 予算額 20,000円</p>

令和3年度事業計画の内容	予 算 額 明 細
<p>6) スクエアステップ 躓き転倒及び認知症予防に効果があり、簡単に楽しくできるエクササイズ。本教室で養成されたリーダーによる各地域での独自の取組みを更に進め、支援する。</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター 桔梗が丘南市民センター</p> <p>実施日 4月～翌年3月通年 年36回</p>	<p>6) 予算額 40,000円</p> <p><内訳></p> <p>マット購入等 20,000円</p> <p>諸軽費 20,000円</p>
<p>7) 広報誌（ききょう通信）に情報を提供する。 ＊健康に関する情報記載、2か月に1回</p>	<p>7) 予算額 10,000円</p> <p><内訳></p> <p>取材費 10,000円</p>
<p>5、市の集団がん検診を桔梗が丘で実施する。 （肺がん、胃がん、乳がんマンモグラフィ、子宮がん）</p> <p>場 所 桔梗が丘小学校</p> <p>実施日 令和3年9月12日（日）</p>	<p>5、予算額 20,000円</p> <p><内訳></p> <p>昼食代 10,000円</p> <p>諸経費 10,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>630,000円</u></p>

住 民 交 流 部 会

令和3年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p>子どもから大人まで地域住民が楽しみ、親睦を深める夏の行事とする。</p> <p>(期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の方々が中心となって模擬店や盆踊りに参加することにより、地域住民同士また会場に来てくれる人たちとの交流をはかる。 ・コロナ禍の影響をできるだけ受けないように注意し、安心安全の日常を取り戻すきっかけとする。 <p>○ 実施予定日 2021年 8月21日(土)</p> <p>○ 実施場所 旧桔梗が中学校跡地グラウンド</p> <p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 模擬店・フリーマーケット(飲食は除く) ② 盆踊り ③ 吹奏楽の演奏 ④ アトラクション ⑤ 模擬店利用券の配付(200円) 	<p>予算額 1,200,000円</p> <p>(収入)</p> <p>1) 繰出し金 800,000円</p> <p>2) 協賛金 400,000円</p> <p>(支出)</p> <p>1) 事務経費 80,000円</p> <p>2) 食料費 100,000円</p> <p>3) 舞台照明費 400,000円</p> <p>4) イベント費 25,000円</p> <p>5) チラシデザイン費 10,000円</p> <p>6) 広報費 65,000円</p> <p>7) 警備費 160,000円</p> <p>8) シャトルバス 150,000円</p> <p>9) 縁日費 210,000円</p>
<p>2. ハッピーニューイヤー・ききょうフェスタ</p> <p>新年を祝う行事として、桔梗が丘住民相互の親睦をはかり、住民参加・住民自身でまちづくりを推進していこうとする意識を高める。</p> <p>(期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい年のスタートをテーマに、行事に参加することにより地域の子どもの交流を図る。 ・子どもたちや近隣の人々が参加することにより、地域住民同士の交流をはかり、共に住みよい地域づくりに参加していこうとする意識を持つ。 <p>○ 実施予定日 2022年 1月 9日(日)</p> <p>○ 実施場所 桔梗が丘市民センター</p> <p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ワークショップ ② 子ども向けイベント ③ お菓子の福袋 	<p>予算額 120,000円</p> <p>(内訳)</p> <p>1) ワークショップ 20,000円</p> <p>2) 子ども向けイベント費 50,000円</p> <p>3) お菓子屋台村費 50,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>920,000円</u> ※協賛金を除く</p>

教育文化部会

令和3年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 桔' ずセミナー（第17回） 地域の子ども達が大人と共に学びながら触れ合うことを目的として開催。 1) 夏5講座4回開催：料理・科学・囲碁・手芸・よさこいソーラン 2) ききょう夏祭りに参加：よさこいソーラン 3) 冬3講座開催：料理・科学・手芸 4) ききょうニューイヤーフェスタに協力：科学遊び</p>	<p>予算額 360,000円 講師お礼 80,000円 講座補助 170,000円 反省会費 30,000円 事務費 10,000円 ボランティア交通費 50,000円 予備費 10,000円 年間会議費 10,000円</p>
<p>2. 青少年が語る「こころの思い発表会」（第25回） 現代の子どものこころの思いを、作文発表を通じて地域の大人に理解していただく。 1) 実施日：桔梗が丘市民センター祭開催日 2) 発表者：桔梗内小・中学校各3名 計15名 3) 演奏者：桔梗が丘中学校音楽部 北中ウインドアンサンブル 4) 要約筆記 5) 冊子配布</p>	<p>予算額 180,000円 参加賞 45,000円 音楽部に関する経費 72,000円 冊子・プログラム 25,000円 要約筆記 25,000円 その他（反省会費含む）13,000円</p>
<p>3. ふるさと歴史ハイキング（第25回） 参加者が交流を図りながら、地域の歴史や自然を学び、ふるさとを愛するところを養う。 1) 実施日：11月13日（土） 2) 内容：ふるさとの歴史建造物や遺跡や自然を散策</p>	<p>予算額 50,000円 交通費補助 20,000円 見学料金 10,000円 参加賞代 20,000円</p>
<p>4. 私の一冊文庫 1) 桔梗が丘南市民センター1階和室にて運営する。毎月第1・3・5木曜日（夏休みは毎週）に開催しボランティアによる本の読み聞かせや話し合いをする事業。 2) 「本とみんなとあそぼう」 7月20日（火）～25（日）開催予定</p>	<p>予算額 16,000円 （活動費・運営費）</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>606,000円</u></p>

生活安全部会

令和3年度事業計画の内容(案)	予算額の明細
<p>1. 普通救命講習会</p> <p>1) 開催回数 : 年度内2回(10月、3月)</p> <p>2) 開催場所 : 名張市消防庁舎内 2階</p> <p>3) 参加者数 : 1回15人 合計30人 担当者1人</p> <p>4) 講習内容 : ① 止血法 ② 異物除去法 ③ 心肺蘇生法 ④ AED取扱法</p>	<p>予算額 2,000円</p>
<p>2. 防犯パトロールの実施、桔梗が丘防犯パトロール隊</p> <p>1) 青色回転灯パトロール 青色回転灯装着車1台</p> <p>2) 実施要領 : 月6回、1回約1時間</p> <p>桔梗が丘地区内を3コースに分け、1台の車に隊員が、2人乗り、それぞれのコースを巡回する。 (毎月5日、15日、20日、25日 土日)</p>	<p>予算額 34,000円</p> <p>活動費 24,000円</p> <p>雑費 10,000円</p>
<p>3. 命の笛贈呈</p> <p>1) 令和4年の地区内3小学校の新入児童等に贈呈する。</p>	<p>予算額 15,000円</p>
<p>4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊</p> <p>桔梗が丘自治連合協議会自主防災推進グループに協力する。</p> <p>5 「地域の課題」を考える講演、防災について 令和3年9月11日(土) 10時~12時 開催 「犯罪被害の抑止にむけて」講演 名張警察署生活安全課課長(予定)</p>	<p>予算額 20,000円</p>
<p>6 生活安全標語の募集、 地域のコミュニティの輪を広げることを目的として 区内の3小学校6年生を対象に募集する。</p>	<p>予算額(参加賞代) 50,000円</p>
<p>7 「消火栓ホース格納箱」の維持管理、塗装 部品補填等</p>	<p>予算額 274,000円</p> <p>ホース代15本 264,000円</p> <p>雑費 10,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>合計金額 <u>395,000円</u></p>

快 適 環 境 部 会

令和3年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>I 環境を守る活動 地域の環境を守り育てる</p> <p>1. 公園美化運動 ・「桔梗が丘みどりの会」と協働連携 ・桔梗の森公園のクリーン活動を2カ月に1回実施する。 (4, 6, 8, 10, 12, 2月、原則第1月曜日 午前9時～10時) ・雨天の場合は翌日とする。 ・作業後のコーヒータイトムで親睦を図る。</p> <p>2. 桔梗が丘クリーン大作戦 2021 ・名張クリーン大作戦に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会を奨励する。 実施：6月6日(日)</p> <p>3. セアカゴケグモの駆除作戦 ・昨年、セアカゴケグモの分布調査実施、桔梗が丘全域に広く生息していることが判明したことから、子供たちの集まる施設を中心に駆除を行う。 年2回 (5月、10月) 対象施設： 幼稚園 2ヶ所 保育園 1ヶ所 小学校 桔梗が丘小学校 桔梗が丘東小学校 桔梗が丘南小学校 計、6ヶ所の駆除作戦を実施する。</p>	<p>参加者粗品 21,000円 ビニールゴミ袋(45L, 50枚) 1,500円 軍手(10ダース) 5,000円 反省会 15,000円</p> <p>協賛自治会に奨励金を補助 40,000円</p> <p>殺虫剤他 30,000円</p> <p>Iの予算額 <u>112,500円</u></p>

令和3年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>II 環境を知る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然を楽しみながら住環境を知り、環境を守る大切さを知る。 <p>1. 桔梗が丘小学校での児童の自然体験学習支援 (東山ふれあいの森) 10月実施予定・・・(絆づくりの日程に合わせ) (「子どもたちと地域の絆づくり事業」・「桔梗が丘みどりの会」との協働連携)</p> <p>2. 桔梗が丘付近の自然を知る活動 ・バードウォッチング (桔梗の森公園、東・西徳明池) 2022年1月予定</p> <p>3. 桔梗が丘ホテル鑑賞会 (桔梗が丘5番町：シャックリ川) 6月12日(土)午後7時30分～午後8時30分</p> <p>4. 「季節の便り」発行・掲示 ・年間6回程度桔梗が丘地域内の生き物だよりや季節の見どころを、桔梗が丘市民センターや桔梗の森公園内などに掲示し紹介する。</p> <p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>自然体験学習関係費(弁当代や参加費等) 170,000円</p> <p>講師謝礼(ホテル鑑賞会、バードウォッチング) 30,000円</p> <p>傷害保険料(ホテル鑑賞会・バードウォッチング他) 5,000円</p> <p>資料等調査作成費 10,000円</p> <p>ホテル観賞会参加者粗品 10,000円</p> <p>IIの予算額 225,000円</p> <p><u>予算額合計 337,500円</u></p>

地域福祉部会

令和3年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、地区の民生委員児童委員が「陽だまり」を携え対象者宅を訪問し、安否確認と相談・支援活動を実施。 ・民生委員児童委員活動を幅広く知ってもらうため「陽だまり」を各地域で回覧し読んでもらう 	<p>予算額 40,000円 「陽だまり」印刷費</p>
<p>2. 年末友愛訪問</p> <p>見守りの必要な世帯へ、友愛品（プレゼント）を持って訪問。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の1人暮らし世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯 	<p>予算額270,000円 (友愛品購入費)</p>
<p>3. 桔梗が丘「陽だまりのつどい」実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・80歳以上の高齢者が親睦と交流を図る。 ・実施時期：令和3年10月3日（日）（予定） ・参加予定者：約200名 	<p>予算額200,000円</p>
<p>4. いきいきサロンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内13箇所の小地域で、高齢者同士が近隣の絆を深め、お互いの顔が見える中で、友達づくりや絆づくりの機会とする。 ・各サロンの年間計画に基づいて実施。 	<p>予算額480,000円</p>
<p>5. 障がい者グループホーム交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の3箇所の障がい者グループホームとの交流会を行う。 ・実施時期：令和3年11月7日（日）（予定） 	<p>予算額 50,000円</p>
<p>6. 赤ちゃん、ちびっ子「なかよしひろば」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就園児とその保護者のつどいを、市民センター講堂で行う。 <p>毎月第3火曜日に実施する。</p>	<p>予算額 60,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>1,100,000円</u></p>

別紙 8 令和3年度協議会予算書(案)

令和3年度 協議会会計 予算書

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算	前年度実績	当該年度予算	対前年度比	摘 要
1 会費	会費	1,000,000	1,043,600	1,000,000	0	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	5,059,000	5,059,000	5,115,000	56,000	ゆめづくり地域交付金
	2 "(加算額)	5,117,600	5,117,600	5,123,600	6,000	コミュニティ活動費
	3 "(特別交付金)	300,000	300,000	300,000	0	事務局経費
	4 "(人件費)	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	"
	5 市社協交付金	600,000	567,940	600,000	0	
	小 計	15,776,600	15,744,540	15,838,600	62,000	
3 補助金	市社協補助金	200,000	220,000	200,000	0	いきいきサロン補助金
4 雑収入	1 雑収入	270,000	270,000	200,000	△ 70,000	生活習慣病予防普及活動
	2 車両使用料	50,000	49,985	50,000	0	軽トラック使用料
5 負担金		4,700,000	4,700,000	5,700,000	1,000,000	市民センター会計から人件費
6 繰入金	1. 財政調整積立金	0	0	1,000,000	1,000,000	
	中 計	21,996,600	22,028,125	23,988,600	1,992,000	
7 繰越金		1,416,455	1,416,455	1,980,089	563,634	
総 合 計		23,413,055	23,444,580	25,968,689	2,555,634	

支出の部

(単位:円)

項	目	前年度予算	前年度実績	当該年度予算	対前年度比	摘 要	
1 人件費	1 給与・手当	8,950,000	7,844,000	10,176,000	1,226,000	職員	
	2 報酬	840,000	840,000	840,000	0	センター長	
	3 社会保険料	100,000	18,028	97,000	△ 3,000	労災・雇用保険	
	給与・報酬・社会保険料	9,890,000	8,702,028	11,113,000	1,223,000		
2 総務費	1 事業費(敬老費用)	838,400	612,000	838,400	0	敬老の祝い品	
	2 費用弁償費	450,000	410,600	500,000	50,000	各委員会・部会の運営会議出席	
	3 会議費	250,000	87,929	200,000	△ 50,000	定時総会冊子作製	
	4 研修費	100,000	0	100,000	0		
	5 防犯防災費	200,000	200,000	200,000	0	消防団栲楳が丘班活動	
	6 備品購入費	250,000	768,127	150,000	△ 100,000		
	7 事務費	600,000	495,673	600,000	0	部会・委員会のコピー代	
	8 車両費	150,000	194,899	200,000	50,000	車検 保険	
	9 ビジョン新規事業	250,000	219,301	150,000	△ 100,000	お助け 絆づくり補助	
	10 雑費	50,000	55,483	50,000	0		
委 員 会 ・ 部 会	2 総務費	3,138,400	3,044,012	2,988,400	△ 150,000		
	3 企画運営費	150,000	283,848	380,000	230,000		
	4 広報費	1,300,000	1,391,878	1,570,000	270,000	ききょう通信	
	5 健康推進費	630,000	217,729	630,000	0		
	イ 事業費	イ 事業費	150,000	102,196	120,000	△ 30,000	ハッピーニューイヤーフェスタ
		ロ 夏まつり費	780,000	0	800,000	20,000	
	6 住民交流費	930,000	102,196	920,000	△ 10,000		
	7 教育文化費	606,000	232,428	606,000	0	栲楳セミナー	
	8 生活安全費	135,480	109,761	395,000	259,520	防犯パトロール	
	9 快適環境費	261,800	175,869	337,500	75,700	公園美化運動	
10 地域福祉費	1,200,000	1,087,142	1,100,000	△ 100,000	高齢者等への友愛活動 いきいきサロン		
1 1 コミュニティ活動費	5,117,600	5,117,600	5,123,600	6,000			
中 計	23,359,280	20,464,491	25,163,500	1,804,220			
1 2 積立金		0	1,000,000	0	0		
1 3 予備費		53,775	0	805,189	751,414		
1 4 繰越金		0	1,980,089	0	0		
総 合 計		23,413,055	23,444,580	25,968,689	2,555,634		

議案第6号 令和3年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画(案)及び特別会計予算(案)の承認に関する件

令和3年度の“ほっとまち”プロジェクト事業計画(案)及び特別会計決算(案)について、次のとおり行います。

1. ほっとまち茶房ききょう事業
2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
3. みどり環境整備保全事業(桔梗が丘緑の会)
4. ききょう農楽園
5. 桔梗が丘お助けセンター事業

1. ほっとまち茶房ききょう事業計画(案)

令和3年度はコロナ禍のなかで市民センターの来訪者が減少される予測のなか、茶房は住民の皆さんが気軽に立ち寄り、安全・安心にふれあい交流の場となるよう、サービススタッフの「おもてなし」で、「ほっと一息つける居場所」にしていきます。

令和3年度の主な取り組み

○ 歌声喫茶の定期開催

歌声喫茶は、コロナ禍で中止の状況が続いております。

本年度は感染拡大状況を見極めながら開催を計画していきます。

○ イベントの開催

昨年度はシリウス七夕コンサート、クリスマスコンサートを開催して皆様に喜んで頂き引きつづき開催要望が多くあります。本年度も昨年同様のイベントの開催を実施していきます
また、昨年度開催した絵馬展についても好評を頂きましたので、本年度も他の催し等も企画して皆様に喜ばれる開催を進めていきます。

○ 他の団体との協賛事業

農楽園の農作物の販売については、昨年度は不定期に行い好評を得ました。本年度も更なる拡大を図っていきます。

○ ロビー中柱(ほっとまち茶房ききょうギャラリー)の作品展示

中柱の作品展示を各サークルのご協力を頂きながら開催していきます。

○ ボランティアスタッフの確保

円滑な運営を確保するため、スタッフの増員確保を図ります。

令和3年度ほっとまち茶房ききょう特別会計予算(案)

(収入の部)

(単位 円)

区 分	予 算 額	摘 要
利用料収入	600,000	コーヒー等 6000杯
市社協補助金	50,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	5,668	令和2年度繰越金
雑収入	32	預金利息
合 計	655,700	

(支出の部)

(単位 円)

区 分	予 算 額	摘 要
運営経費	625,700	材料費、実費弁償、消耗品費等
積立金	30,000	茶房備品等購入資金積立
合 計	655,700	

2. 令和3年度子どもたちと地域の絆づくり事業計画 (案)

9年目となる令和3年度は、「桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会」主催の3校合同事業として、引き続き『通学路花いっぱい運動』を中心に据えつつ、平成29年度より行ってきた東山ふれあいの森での『里山自然体験学習』を本年度も「桔梗が丘小学校」「PTA」「ボランティア」および「地域の皆さん」の協力を得ながら「桔梗が丘みどりの会」ならびに「快適環境部会」と協働で取り組んでまいります。

通学路花いっぱい運動につきましては、春は種を播いて苗を育てますが、秋は育苗が難しいため購入する予定でいます。今後も花づくりの向上を目指して地域の方々との絆を深め、単独事業のノウハウ共有を図りたいと考えています。

自治連合協議会の他の部会との関係については、特に「快適環境部会」「桔梗が丘みどりの会」及び「教育文化部会」との協働連携体制を維持してまいります。

事業予算については『名張市放課後子ども教室事業の助成金』と『みえ森と緑の県民税市町交付金』を確保すべく申請を行います。

令和3年度子どもたち地域の絆づくり事業特別会計予算 (案)

(収入の部)

(単位 円)

区分	予算額	摘要
事業委託費	172,000	名張市放課後子ども教室事業
助成金	100,000	みえ森と緑の県民税市町交付金
自治連合協議会負担金	30,000	自治連合協議会
合計	302,000	

(支出の部)

(単位 円)

区分	予算額	摘要
報償費	82,000	サポーター費用弁償金
需用費	220,000	花、苗、土、資材、肥料、他、
合計	302,000	

3. 令和3年度みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会）事業計画（案）

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめ、ため池を中心に多くの自然緑地が残されています。また、東山ふれあいの森など近隣にも森林が広がっています。その豊かな自然と緑は、住宅団地である桔梗が丘に住みする住民にとって、かけがえのないものとなっている。こういった桔梗が丘地内や近隣の自然緑地の保全管理については、桔梗が丘自治連合協議会のプロジェクト事業部会組織である“桔梗が丘みどりの会”が中心となって他の組織とも連携し、取り組みを進めてまいります。主な事業の内容は、次のとおりであります。

- (1) 桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとした桔梗が丘地内及び近隣の自然緑地の保全管理に取り組みます。
- (2) 桔梗の森公園（10号公園）については、名張市から清掃の委託を受け作業実施します。
- (3) 桔梗が丘自治連合協議会の快適環境部会・子どもたちと地域の絆づくり事業組織及び桔梗が丘小学校並びにグリーンボランティア森林づくり三重等と連携し、東山ふれあいの森において環境教育推進事業に取り組みます。
また、桔梗が丘自治連合協議会の様々な取組等にも参画します。
- (4) 自然環境の保全に取り組んでいる他の団体とも、趣旨が合致する範囲において連携した活動にも取り組みます。
- (5) 令和3年度名張市みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業の採択を受け、桔梗の森公園（10号公園）をはじめとした桔梗が丘地内及び近隣の自然緑地や里山において枯木の伐倒処理・コナラの保護育成・自然緑地にふさわしい樹木の植樹や植物の植栽等、みどり環境の整備と保全を図ってまいります。

令和3年度特別会計予算（案）みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業）

(収入の部)

(単位円)

区 分	予 算 額	摘 要
委託料	79,200	名張市(桔梗の森公園作業)
みえ森と緑の県民税市町交付金事業補助金	240,000	名張市
雑収入	1,000	利息、寄付金等
繰越金	79,600	前年度より繰越
合 計	399,800	

(支出の部)

(単位円)

区 分	予 算 額	摘 要
需用費・備品購入費等	356,800	<事業対応内訳> みえ森と緑の県民税交付金事業分 241,000 一般分
保険料	10,000	ボランティアスタッフ保険料
報償費	33,000	講師・スタッフ実費弁償
合 計	399,800	

4. ききょう農楽園事業計画 (案)

ききょう農楽園は、農薬や化学肥料を使用しない根菜類を中心に栽培を行い、協議会等のイベントやほっとまち茶房に於いて桔梗が丘地区の皆さんに提供し、好評をいただいております。

ものづくり分科会は、「楽しもう！ものづくり体験」の取り組みを継続推進します。

今後も、ききょう農楽園は、桔梗が丘地区住民の支援による協働農園として、収穫物を桔梗が丘地区の皆さんに提供し、栽培する野菜も根菜類だけでなく果菜類にも挑戦していきます。

今年度も新型コロナウイルスの影響で自治会主催のイベント開催に懸念がある状況を踏まえ、安心してききょう農楽園の活動に多くの住民が楽しく参加し、ふれあい交流の場となるようなイベントを企画し開催します。

・令和3年度の事業

- ① ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ、玉ネギの品質や収穫量向上
- ② ビニールハウスによる果菜類の育苗
- ③ 菊芋を使ったドレッシングづくり、手打ち蕎麦の体験など
- ④ 自治連合会、部会、プロジェクト、市民センター等との連携
- ⑤ ききょう農楽園主催の楽しいイベントの企画開催 (5月、8月、10月、11月に開催予定)

・令和3年度ききょう農楽園事業特別会計予算 (案)

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
会 費	61,400	
売上金・支援金	40,000	
鳥獣捕獲奨励金	5,000	
繰越金	55,206	
合 計	161,606	

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
消耗品費	70,000	
雑費	47,000	
予備費	44,606	
合 計	161,606	

5. 桔梗が丘お助けセンター事業計画（案）

お助けセンターは、コロナ禍においても高齢者の見守りと住民のふれあい交流を図るため、利用者のニーズに応え、安定したサービスを提供できるようにしています。そのため、当面の課題である支援メンバーの確保、並びに支援メンバーの創意により効率的に事業を進めます。

① 管理運営システムの運用

事務局の管理業務のIT化を図るために導入した管理運営システムの本格稼働に向けて、引き続き取り組みます。

② 支援スタッフの確保

支援メンバーの不足と高齢化は喫緊の課題となっています。安定したサービスを提供するため、引き続き自治連合会の理解と協力によりスタッフの確保に努めます。

収支予算（案）

収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
市補助金	1,500,000	要援護者等日常生活支援
社協助成金	550,000	地域福祉活動助成
地域負担金	100,000	
利用料	4,627,000	
雑収入	130	
前期繰越金	372,870	
合計	7,150,000	

利用料内訳	家事支援	157,000円
	外出支援	770,000円
	配食支援	3,700,000円

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
総 務 費	1,800,000	事業部門への繰出し等
家事支援費	300,000	
外出支援費	700,000	
配食支援費	4,100,000	
積 立 金	0	
予 備 費	250,000	
合 計	7,150,000	

議案第7号 令和2年度市民センター事業計画（案）及び市民センター会計予算（案）の承認に関する件 **桔梗が丘市民センター・南市民センター**

令和3年度の市民センター事業計画（案）及び会計予算（案）を別紙のとおり定めます。

市民センターの管理運営には、平成18年9月から実施の指定管理者制度のもとで効率的な運営に努めておりますが、今年度も当該制度を十分に生かした管理運営を行ってまいります。

別紙9 令和3年度市民センター事業計画（案）

別紙10 令和3年度市民センター会計予算書（案）

別紙9 令和3年度市民センター事業計画書（案）

令和3年2月14日

令和3年度市民センター生涯学習事業計画（案）

○教室・学級

名称	開催時期と回数（予定）	場所と参加者	目的と内容
「スマホ教室」	<ul style="list-style-type: none"> ・初級（初心者）。年2回のコースを設定。 ・7月24日と7月31日の2コース。 ・各コース：午前と午後、各3時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員 1コース15名 ・30名の募集、応募者多数の場合は抽選。 ・講師 古河 敦子 ・マイクロソフト公認講師 ・於 センター102号室 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のスマホ初心者が増加している。 ・住民の「きづく、知る、学ぶ」のニーズを満たす市民センター主催講座。 ・資料代500円要。
「天体観測会」	<ul style="list-style-type: none"> ・9月11日（土曜）予定 ・予備日9月12日（日）。 ・夏の夜空に輝く星を天体望遠鏡で観察しよう。 ・前半に座学（勉強）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・星空の美しい土曜日か日曜日の夜。 ・親子連れを中心に30名程度を募 ・今年は星の美しい9月。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大人と子供の天体観測」の名前で、長年に亘り地域の若い親子に人気がある、屋外での生涯学習の授業。
ふるさと学習 「なばり学」	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと名張」を現代の視点で学びます。年1回。 ・今回のテーマは「名張の河川の治水とダム」。 ・「講座」と「ダムの見学」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月に開催予定。 ・「ダム見学」は市のバスで比奈地ダムへ。 ・参加者募集20名程。 ・水資源機構の講師予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市が推進する小学生向け教育プログラム『なばり学』がヒント。ふるさと学習「なばり学」と呼ぶ。

○講座（講演）

名称	開催時期と回数（予定）	場所と参加者	目的と内容
健康と体操の講座 「よくバリ青春体操」	<ul style="list-style-type: none"> ・年間20回程度の開催 ・月2回。14:00～15:00 ・第2木曜と第4木曜。 ・第1回：4月22日（木） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター講堂 ・まちの保健室スタッフ、健康推進部のボランティアリーダーが参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市「健康子育て支援室」が推進する高齢者向け筋力体操。人気が高く本年度も継続開催。
「心の洗濯をする写仏・写経」	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回（11月と2月）の開催予定。 ・市のマイクロバス利用、 ・當麻寺、薬師寺など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人では経験しがたい古刹での写仏修業。 ・応募者 1回20名。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非日常の中で「心の静けさ」を知る。 ・参加費2千円程要。
プチコンサート 地域の学校吹奏楽部、音楽部などの演奏会。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回 12月の開催 ・今年は12月18日（土）。 ・今年は2部制にはしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張高校 吹奏楽部 ・名張青峰高校 吹奏楽部 箏曲部 ・桔梗が丘中学 音楽部 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の学校吹奏楽部、音楽部、箏曲部の演奏会 ・16年間続いている恒例の期待の行事。

○個別の詳細や募集要領は開催時期が近づき次第、その都度お知らせいたします。

○一年間の見込と計画ですので新型コロナウイルス感染状況次第では変更になります。

別紙10 令和3年度市民センター会計予算書(案)

令和3年度 市民センター会計 予算書

収入の部

(単位：円)

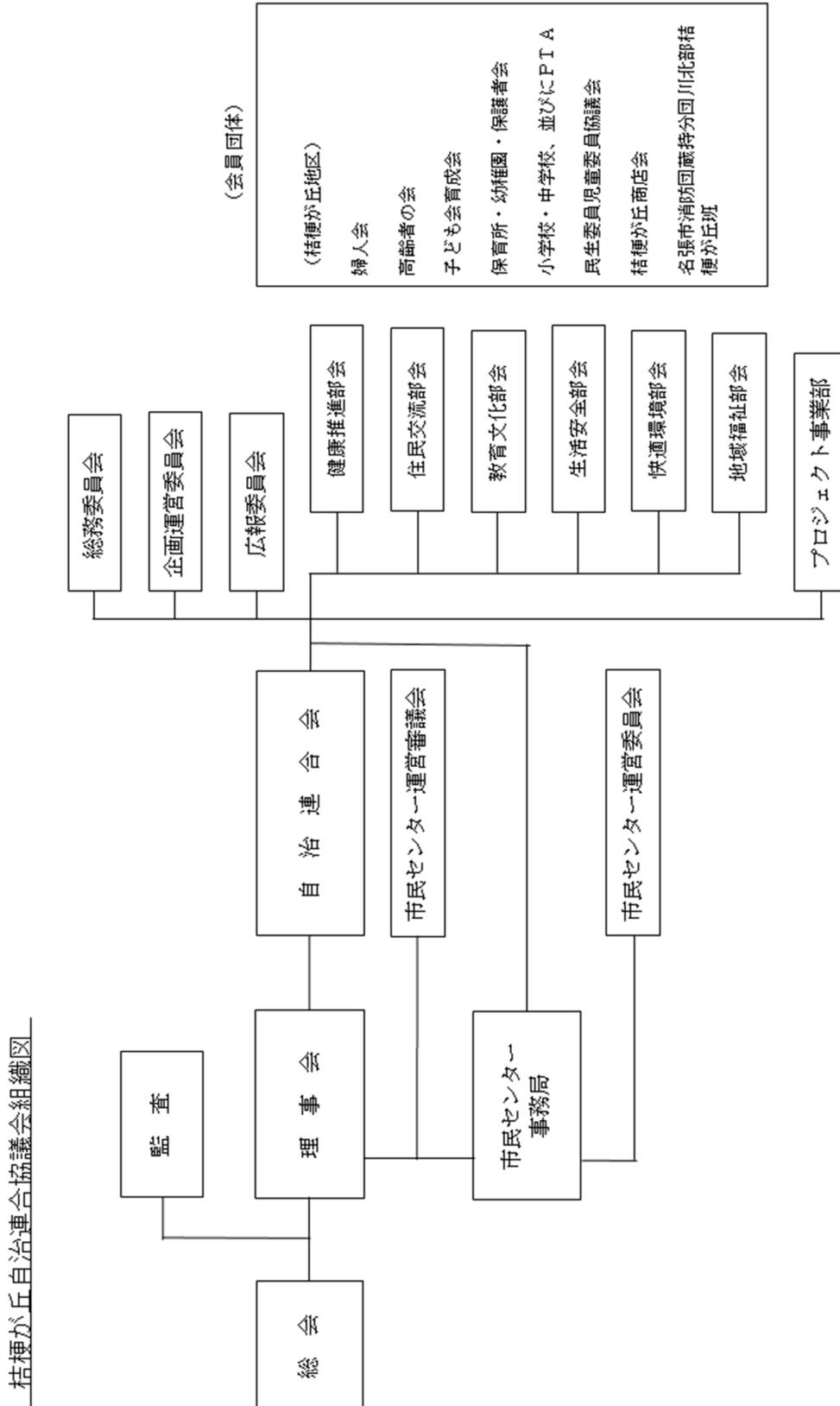
項	目	前年度予算	前年度実績	当該年度予算	対前年度比	摘 要
1	指定管理料	11,558,822	11,558,822	11,558,822	0	管理業務受託料
2	1 センター利用料	2,100,000	1,600,812	2,100,000	0	
	2 コピー利用料	650,000	687,096	650,000	0	
	小 計	2,750,000	2,287,908	2,750,000	0	
3	その他収入					
	雑収入	40,000	54,179	50,000	10,000	自動販売機電気代、預金利息
	中 計	14,348,822	13,900,909	14,358,822	10,000	
4	繰入金					
	1 積立基金(備品購入)	0	0	1,200,000	1,200,000	
	2 光熱費等負担金	170,000	130,700	170,000	0	お助け配食
	合 計	14,518,822	14,031,609	15,728,822	1,210,000	
5	繰越金	1,404,032	1,404,032	926,127	△ 477,905	
	総 合 計	15,922,854	15,435,641	16,654,949	732,095	

支出の部

(単位：円)

項	目	前年度予算	前年度実績	当該年度予算	対前年度比	摘 要
1	管理費					
	1 消耗品費	650,000	598,118	600,000	△ 50,000	コピー用紙、インク
	2 光熱水費	2,750,000	2,584,186	2,750,000	0	
	3 修繕料	600,000	929,444	600,000	0	
	4 電話料	100,000	154,842	100,000	0	
	5 委託手数料	3,000,000	2,745,485	3,000,000	0	エレベータ点検 館内清掃 閉館業務
	6 備品購入費	500,000	654,210	1,300,000	800,000	収納庫(鍵、書類、用具) 金庫
	7 使用料及び賃借料	850,000	854,483	860,000	10,000	印刷機
	8 車両費	150,000	229,480	200,000	50,000	車検 保険
	小 計	8,600,000	8,750,248	9,410,000	810,000	
2	運営費					
	1 報償費	200,000	110,000	150,000	△ 50,000	パソコン教室 スマホ教室
	2 旅費	10,000	0	10,000	0	
	3 印刷製本費	10,000	0	0	△ 10,000	
	4 郵便料	60,000	30,744	60,000	0	
	5 事業費	600,000	142,820	450,000	△ 150,000	パソコンソフト よくばり青春体操
	6 雑費	12,000	17,502	15,000	3,000	
	小 計	892,000	301,066	685,000	△ 207,000	
3	負担金					
	人件費負担金	4,700,000	4,700,000	5,700,000	1,000,000	
4	消費税	782,500	758,200	783,200	700	
	中 計	14,974,500	14,509,514	16,578,200	1,603,700	
5	積立金	0	0	0	0	
6	予備費	948,354	0	76,749	△ 871,605	
7	繰越金	0	926,127	0	0	
	総 合 計	15,922,854	15,435,641	16,654,949	732,095	

参考資料1 桔梗が丘自治連合協議会組織図



参考資料2 令和3年度自治会長・区長・評議員名簿

自治会長・区長

評議員

氏名	自治会・区名	氏名	選出団体
山 寄 正 之	1 番町区	辻 本 幸 三	1 番町区
関 田 昇	2 番町第1区	松 田 英 人	2 番町第1区
森 内 睦 子	2 番町第2区自治会	小 川 毅 郎	2 番町第2区自治会
竹 澤 陽 一	2 番町第3区自治会	竹 森 喜 慶	2 番町第3区自治会
田 畑 雅 司	3 番町自治会	出 谷 千 秋	3 番町自治会
福 森 讓	4 番町区自治会	木 瀬 孝 子	4 番町区自治会
橋 井 治	5 番町第1区	松 本 邦 弘	5 番町第1区
坪 香 昭	5 番町第2区	宮 本 文 也	5 番町第2区
児 玉 充 功	5 番町第3区	岡 島 正 義	5 番町第3区
松 本 昇	6 番町区	富 嶋 雅 俊	6 番町区
北 林 俊 秀	7 番町1区自治会	角 谷 憲 一	7 番町1区自治会
西 宮 剛 志	7 番町2区自治会	石 川 勝	7 番町2区自治会
堀 口 茂 義	8 番町1区自治会	増 田 清 賢	8 番町1区自治会
武 仲 元 男	8 番町2区自治会	武 仲 生 子	8 番町2区自治会
内 山 陽 介	南第1区	池 田 扶 久 江	南第1区
武 藤 豊	南第2区	齊 藤 良 典	南第2区
寺 見 良 一	南第3区	西 幸 雄	南第3区
松 永 義 之	西1番町自治会	森 本 光 恵	西1番町自治会
山 中 博	西2番町自治会	福 喜 多 美 恵	西2番町自治会
河 原 勲	西3番町自治会	西 田 信 弘	西3番町自治会
松 本 潤 平	西4番町自治会	永 守 慶 太	西4番町自治会
政 本 優 太	西5番町自治会	山 本 隆 万	西5番町自治会
今 村 博 巳	西6番町自治会	豊 谷 英 雄	西6番町自治会
浦 出 真 理 子	西7番町自治会	宮 岡 陽 一 郎	西7番町自治会
		岡 野 久 子	婦人会
		雨 宮 松 雄	老人クラブ協議会
		川 口 力	子ども会連合会
		今 西 正 行	保育所・幼稚園
		米 山 勇 矢	小・中学校 (PTA)
		桔 梗 寿 子	民児協
		村 田 憲 子	民児協
		門 野 由 紀 子	民児協
		西 浦 浩 之	桔梗が丘商店会
		大 畑 和 也	消防団
		石 本 公 子	健康推進部会
		澤 田 忠 司	住民交流部会
		岸 本 重 郎	教育文化部会
		藤 田 和 也	生活安全部会
		田 中 博 明	快適環境部会
		丹 羽 淳 子	地域福祉部会

参考資料 3 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

桔梗が丘自治連合協議会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を桔梗が丘市民センター内に置く。

名張市桔梗が丘 6 番町 1 街区 1 3 1 番地の 4

(目 的)

第 3 条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

第 4 条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会運営の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事 業)

第 5 条 協議会は第 3 条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
- (2) 地域住民の交流に関する事業。
- (3) 高齢者の生きがいをいづくりに関する事業
- (4) 青少年の健全育成に関する事業。
- (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
- (6) 環境及び景観の保全に関する事業。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
- (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。

2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめ地域ビジョンを策定し、その実現に向けて努めるものとする。

（会 員）

第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活動する事業所で構成する。

2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
- (2) 桔梗が丘地区婦人会
- (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
- (4) 桔梗が丘地区子ども会育成会
- (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
- (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
- (7) 桔梗が丘地区民生・児童委員協議会
- (8) 桔梗が丘商店街
- (9) 名張市消防団蔵持分団川北部桔梗が丘班

3 桔梗が丘地区市民センター自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。

（会員の役割）

第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極的な参加などを通して、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。

2 会員は、自治会費（区費）として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の一部として負担する。

第2章 評議員及び総会

第1節 評議員

（定 数）

第9条 評議員の定数は、40名以内とする。

2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。

- (1) 桔梗が丘自治会又は区 24名
- (2) 事業部会 6名
- (3) 団体等 10名以内

（役 割）

第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、

議決する。

- 2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

(選出)

第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

- 2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。

3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第2節 総会

(構成と役割)

第13条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

第16条 会長は、評議員総数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。

- 2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の開催手続)

第17条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日5日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第 19 条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第 20 条 議長及び副議長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(議長等の役割)

第 21 条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。

2 議長は、第 10 条第 2 項に関して、研修の会議等を開催することができる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 23 条第 3 号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の 3 分の 2 以上の決するところによるものとする。

2 総会は、第 17 条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項
- (2) 監事の承認に関する事項
- (3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
- (5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項
- (6) 毎事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項
- (7) 地域ビジョンの策定に関する事項
- (8) その他重要な事項

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第 25 条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第 3 章 理事及び理事会

第 1 節 理 事

(定 数)

第 26 条 理事の定数は 20 名以内とする。

(理 事)

第 27 条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。

- (1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事
- (2) 総務委員会委員長
- (3) 企画運営委員会委員長
- (4) 広報委員会委員長
- (5) 事業部会部会長
- (6) 桔梗が丘市民センター長
- (7) 会計統括責任者

(役 職)

第28条 協議会は、会長1名及び副会長2名以内を置く。

(選 出)

第29条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。

2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任 期)

第30条 理事の任期は、第12条の規定を準用する。

(役 割)

第31条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第2節 理事会

(構成と役割)

第32条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行決議機関とする。

(招 集)

第33条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第36条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
- (3) 規則等の改廃に関する事項

(4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項

(5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

第37条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第4章 自治連合会

(構成と役割)

第38条 協議会に自治連合会(以下「連合会」という。)を置き、区長又は自治会長(以下「区長等」という)をもって構成する。

2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行う。

3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹事)

第39条 連合会に、代表幹事1名、副代表幹事1名及び幹事3名を置く。

(選出)

第40条 桔梗が丘24区を施行規則に定める4ブロックに分けるものとする。

2 幹事の選出は、前項に定める4ブロックの代表者の中から選出する。

3 代表幹事は4ブロックの代表者の互選、もしくは4ブロックの代表者が推薦し、連合会が承認した者とする。

4 互選により代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招集)

第41条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第42条 連合会は、区長等の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議決)

第43条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第44条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事会への付託事項

(2) 連合会の活動方針に関する事項

(3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項

(4) 委員会に対する要請に関する事項

(5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項

(6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

第45条 桔梗が丘24地区の区又は自治会（以下「自治会等」という。）は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。

2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。
(議事録)

第46条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第47条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構成)

第48条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役職)

第49条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

(選出)

第50条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第51条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第52条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招集)

第53条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議決)

第54条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第55条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(設置)

第56条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第6章 事業部会及びプロジェクト事業部会

(事業部会)

第57条 協議会に第5条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の6事業部会を置く。

2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構成)

第58条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名するものをもって構成する。

(役職)

第59条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選出)

第60条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第61条 部会長及び副部会長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第62条 事業部会は、第5条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び理事会の協力のもと実施する。

(招集)

第63条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議決)

第64条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第65条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設置)

第66条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。

2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

(プロジェクト事業部会)

第67条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト

事業部会を置くことができる。

2 プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。

(構成)

第 68 条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては該当団体が指定する者をもって構成する。

(運営)

第 69 条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。

2 運営は、独立採算制を原則とする。

(議事録)

第 70 条 プロジェクト事業部会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事録署名人 2 名が署名、捺印をしなければならない。

(報告義務)

第 71 条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9 月に活動中間報告を、3 月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。

2 プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。

3 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。

第 7 章 施設管理運営

(施設の管理運営)

第 72 条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。

2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。

3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施設)

第 73 条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 桔梗が丘市民センター

(2) 桔梗が丘南市民センター

2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、市民センター運営審議会及び市民センター運営委員会を置く。

3 市民センターの管理運営に関する事項は、市民センター管理運営規程に定める。

第8章 受託事業

(受託事業)

第74条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。

(受託事業の執行)

第75条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

第9章 事務局

(事務局)

第76条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2 事務局にチーフと会計統括責任者を置く

3 事務局職員の定数は10名以内とする。

(職務)

第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) 市民センターの管理運営に関する事項

(3) 協議会の事業及び市民センター活動を円滑に遂行するための業務に関する事項

(4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項

(5) 名張市との連絡調整に関する事項

(6) 構成団体との連絡調整に関する事項

(7) その他、会長及び市民センター長が必要と認める事項

2 チーフ及び会計統括責任者は、会長及び市民センター長の職務命令により、業務を遂行する。

3 事務局職員は、チーフ及び会計統括責任者の職務命令により、業務を遂行する。

第10章 会計

(会計)

第78条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

(財産)

第79条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。

2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

(経費)

第80条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第81条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

(予算編成)

第82条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案の作成をする。

2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

(予算の執行)

第83条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。

2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。

4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監査義務)

第84条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出納)

第85条 協議会及び市民センターの出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の権限と責任において行う。

2 事務局長は、毎年9月30日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。

3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

第11章 評価制度

(評価制度)

第86条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。

2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

第87条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。

2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。

3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第 88 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

第 12 章 監 査

(監 査)

第 89 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。

(監 事)

第 90 条 監査業務執行のため監事を置く。

2 監事は 2 名とし、総会の承認を得て会長が任命する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期等)

第 91 条 監事の任期は、第 12 条の規定を準用する。

2 欠員が生じた場合、理事会の決議により補充もしくは、欠員とすることができる。

(監査方法)

第 92 条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。

2 定期監査は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第 93 条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

第 13 章 情報公開

(情報公開)

第 94 条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。

2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。

3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

第 95 条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。

2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

第14章 雑 則

(監査請求)

第96条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。

2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第97条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第98条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年11月14日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第2条 第9条に定める評議員、第26条に定める理事、第49条に定める委員長及び副委員長、第59条に定める部会長及び副部会長並びに第90条に定める監事の平成21年11月14日から始まる任期については、第12条第1項中「選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成21年度11月14日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第3条 平成21年11月14日から始まる協議会の会計年度は、第78条の規定に関わらず、平成21年11月14日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第4条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成21年度に係る事業計画及び予算並びに平成21年4月1日から平成21年11月14日までの決算内容を引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成28年5月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成29年5月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則

(趣旨)

第1条 桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という)の規定に基づき、必要な事項を定める。

(ブロック)

第2条 規約第40条第1項に規定する桔梗が丘24区の4ブロックについて、次のとおり定める。

第1ブロック	1番町区、2番町第1区(1、2、3街区)、2番町第2区(4、5街区)、 2番町第3区(6、7街区)、3番町区
第2ブロック	4番町区、6番町区(6番町全域及び7番町3街区1~14番地)、 7番町第1区(1街区及び1~14番地を除く3街区)、7番町第2区(2街区) 8番町第1区(2街区以外の8番町)、8番町第2区(2街区)
第3ブロック	5番町第1区(1、2、3、6街区)、5番町第2区(4、5、11、12街区)、 5番町3区(7、8、9、10街区)、南第1区(南1番町1、2街区)、 南第2区(南1番町3街区、南2番町1、2街区)、 南第3区(南3番町1、2、3街区、南4番町1街区)
第4ブロック	西1番町区、西2番町区、西3番町区、西4番町区、西5番町区、西6番町区、 西7番町区、

(委員会の業務範囲)

第3条 規約第47条第2項に規定する委員会の業務範囲は、次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 総会、理事会、自治連合会の運営に関する事項
- ② 規約、規則等の制定及び改正並びに廃止に関する事項
- ③ 決算及び予算並びに事業計画の原案調整等の財務に関する事項
- ④ 協議会の運営に対する円滑化に関する事項
- ⑤ 指定管理者制度に関する事項
- ⑥ その他、事業部会及び他の委員会に属しない事項

(2) 企画運営委員会

- ① 規約第6条に規定する「地域ビジョン」の策定推進に関する事項
- ② コミュニティビジネス等、事業部会に対する新規事業の検討及び支援に関する事項
- ③ 事業部会の事業活動に対する評価及び検証に関する事項
- ④ 将来に向けての協議会運営の基本的方針に関する事項
- ⑤ その他、協議会の企画運営に関する事項

(3) 広報委員会

- ① 協議会の広報紙の発行及び編集方針に関する事項
- ② 協議会のホームページの管理運営に関する事項
- ③ 協議会の内外における情報の収集及び提供に関する事項
- ④ その他、広聴及び広報活動に関する事項

(事業部会の事業範囲)

第4条 規約第57条第2項に規定する事業部会の事業範囲を、次のとおり定める。

(1) 健康推進部会

- ① 地域住民の健康増進に関する事業
- ② スポーツや行事を通じた、親子や住民間の親睦及び絆づくり推進事業

(2) 住民交流部会

- ① 地域住民の交流イベント等に関する事業
- ② 地域住民の連帯感の向上及びふれあいに関する事業
- ③ 地域活性化への取り組みに関する事業
- ④ 人材バンクの創設及び運営支援に関する事業
- ⑤ 地域ポテンシャルの発掘形成に関する事業

(3) 教育文化部会

- ① 生涯学習の展開に関する事業
- ② 青少年の健全育成に関する事業
- ③ 地域間及び世代間の交流推進に関する事業
- ④ 地域の伝統文化の継承及びスローライフ社会への取り組みに関する事業
- ⑤ 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業

(4) 生活安全部会

- ① 安心安全な地域社会の構築推進及び啓発活動に関する事業
- ② 安全で快適な犯罪のない地域防犯活動の連携に関する事業
- ③ 防災のハード及びソフトの基盤づくりに関する事業
- ④ 快適な交通環境づくりに関する事業

(5) 快適環境部会

- ① 地域の生活環境と自然緑化の保全活動に関する事業
- ② 生活に憩いと潤いを与え、安らぎのある地域づくり並びに快適環境の創造に関する事業
- ③ 環境美化マナーの啓発活動に関する事業
- ④ 自然との交流及びスローライフ構想の推進に関する事業
- ⑤ 省資源及びリサイクルの展開に関する事業

(6) 地域福祉部会

- ① 社会的援助を必要としている高齢者等を対象とした支援事業
- ② 高齢者等を対象とした生きがいつくりの支援事業
- ③ その他、地域福祉の改善に向けた事業

(情報公開の手続)

第5条 規約第94条第3項に規定する情報公開の手続きは、第6条から第13条に定める。

(公開の情報)

第6条 公開請求できる情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 協議会が保有する全てを公開することを原則とする。
- (2) 協議会が運営及び活動を行うに際して作成し、保存期限内にある資料とする。

(非公開の情報)

第7条 非公開もしくは公開を拒否する情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報
- (2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報

(3) 協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報

(請求の手續)

第8条 情報公開請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

- (1) 公開を求める情報の内容
 - (2) 情報の使用目的
 - (3) 情報の適正な使用の誓約
 - (4) 請求者の住所及び氏名
- (公開、非公開の決定)

第9条 協議会は、開示請求を受理した日から15日以内に公開又は非公開を決定し通知しなければならない。

2 非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の限度)

第10条 公開の範囲は、以下に掲げるものとする。

- (1) 全部開示：請求者の求める情報を全て開示するもの
 - (2) 部分開示：非開示の情報が有し開示するもの
 - (3) 非開示：請求者の求める情報を全て開示しないもの
 - (4) 不存在：請求者が求める情報が存在しないため開示できないもの
- (請求者の責務)

第11条 請求者は、公開された情報を適正に使用しなければならない。不当な使用により、他人の権利を侵害等問題が生じたときは、請求者が誠意を持って解決しなければならない。

(費用の負担)

第12条 請求者は、情報の写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 不服申し立て等は、名張市情報公開条例に準拠する。

(監査請求)

第14条 規約第96条第2項に規定する監査請求の手續きは、第15条から第18条に定める。

(監査請求事項)

第15条 監査を請求できるのは、財務会計上の違法又は不当な行為により、以下の事項において会員に損害を生じさせた場合に限られる。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務借入等の義務負担
- (5) 公金の賦課及び徴収義務に対する事実
- (6) 財産管理の義務に対する事実

(請求の期限)

第16条 監査請求の期限は、違法、不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求することはできない。ただし、正当な理由があると認められる時は、この限りではない。

(請求手續)

第 17 条 監査請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

(1) 措置請求の要旨

- イ 監査請求組織及び対象者
- ロ 財務会計上の行為の内容
- ハ 行為による損害の内容
- ニ 請求措置の内容

(2) 請求者の住所及び氏名

(監査結果通知)

第 18 条 監査結果は、請求のあった日から 60 日以内に請求者に通知しなければならない。

附則

この施行規則は平成 21 年 11 月 14 日から施行する。

この施行規則は平成 22 年 5 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約第10章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会(以下「協議会」という。)の財産及び会計に関する基準を定める。

(会計区分と処理原則)

第2条 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とし、規約及びこの規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計の総括)

第4条 協議会の会計は、協議会会長(以下「会長」という。)が総括する。

(会計担当理事)

第5条 会計を担当する理事は、会計統括責任者とする。

2 会計の実務は、センター長の監督のもと、原則として会計統括責任者が行う。

(総務委員長の承認)

第6条 協議会会計の支出処理については、会計担当理事は、総務委員長の事前承認を受けるものとする。ただし、総務委員会に係る支出処理については、会長の事前承認を受けるものとする。

(出納印の管理)

第7条 出納印は、施錠の出来る印鑑収納箱に収納し、会計担当理事が管理する。

(収支累計表の作成)

第8条 会計担当理事は、協議会会計及び市民センター会計毎に、別に定める収支累計表を毎月作成し、総務委員長を経由して会長の承認を得るものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計に関する帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 収支予算書及び収支決算書 | 10年 |
| (2) 経理の元帳・現金出納帳・預金出納帳 | 7年 |
| (3) 計算書類及び証拠書類 | 7年 |
| (4) 備品台帳 | 永久保存 |
| (5) その他の関係書類 | 5年 |

2 前項の帳簿等の保存期間は、帳簿等の閉鎖の日の属する事業年度の決算に関する定時総会の日の翌日から起算する。

3 帳簿等の保存期間の満了後、廃棄するときは、その帳簿等の明細を作成し、事前に会長の決済を受けるものとする。

第2章 金銭出納

(証拠書類の授受)

第10条 金銭の収納は、原則として、領収書その他の証拠書類を発行し、支払いについては、支払先

から、領収書その他の証拠書類を受領するものとする。ただし、銀行等の振込みによる収納又は支払いの場合は、取り扱い銀行等の領収書その他の証拠書類をもってこれに代えることができる。

(支出手続)

第 11 条 協議会会計における支出は、委員長又は事業部会長が提出する別に定める「支出依頼書」に基づき、別に定める会計伝票で行うものとする。

2 市民センター会計における支出は、会計伝票で行い、センター長の承認を要するものとする。ただし、一件 5 万円以上の支出については、事前に、別に定める「支出決裁書」を要する。人件費の支出については、会長の事前決済を要するものとする。

(前金払及び概算払)

第 12 条 経費の性質上又は業務運営上必要あるときは、前金払い又は概算払いすることができる。

(銀行等金融機関との取引)

第 13 条 銀行及びその他の金融機関と取引を開始し又は廃止するときは、理事会の承認を必要とする。

(余裕金の運用)

第 14 条 協議会会計及び市民センター会計における業務運営上の余裕金は、金融機関に預金するものとする。

2 前項の預金の種類及び金額等については、理事会で決定する。

(手元現金)

第 15 条 会計担当理事は、市民センター会計に、日々の現金支払いに充てるため、手元現金を置くことができる。

2 前項の手許現金の保有限度額は、原則として、20 万円とし、その受払い及び保管は、会計担当理事があたる。

(残高照合)

第 16 条 会計担当理事は、毎日、現金出納締切後、その残高を現金出納帳と照合しなければならない。

2 預金は、毎月末現在で、預金先金融機関の通帳等と、預金出納帳を照合しなければならない。

第 3 章 契約

(契約書の作成)

第 17 条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な内容を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の締結)

第 18 条 契約の締結は、会長が行うものとする。

第 4 章 資産

(運用資産の管理)

第 19 条 会計担当理事は、備品台帳を備え付け、物件毎に、その取得年月日、種類等必要事項を記載するものとする。

2 会計担当理事は、毎事業年度末の資産の現状について調査を行い、備品台帳と照合しなければならない。

第5章 予算

(予算の執行と流用)

第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに市民センターの年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。

- 2 規約第83条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。
- 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 4 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決裁により行うことができる。また、理事会がやむを得ない事情が生じたと認めたときは、「項」間の流用を行えるものとする。
- 5 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とすることができるものとする。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程は、理事会の承認により改廃することができる。

附則

この規程は、平成21年11月14日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成29年4月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

市民センター管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う市民センターの管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 市民センターとは、桔梗が丘市民センター及び桔梗が丘南市民センターをいう。

第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 市民センターの管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

2 前項の内容に基づき運営をおこない、原則として、営利を目的とした物品又は権利の販売又は宣伝（以下「物品販売等」という。）はできない。

3 あらかじめ協議会会長及び市民センター長に別紙申請書を提出して許可を受けることで、次の場合に限り物品販売等を行うことができる。

- ① 桔梗が丘連合協議会（各委員会・各部会・各プロジェクト事業）が主催の行事
- ② 市民センター（各サークル活動を含む）が主催する行事
- ③ 協議会会長及び市民センター長が特別に必要と認めた行事

4 ただし、協議会会長及び市民センター長が、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等に抵触すると判断した場合は、販売許可を取り消すことができる。

第3章 市民センター長

(市民センター長の選出)

第4条 市民センター長（以下「センター長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び市民センターの運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定するセンター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、センター長候補者1名を決定する。

2 前項のセンター長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、センター長に任命する。

(選考委員会)

第5条 センター長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。

3 選考委員は、市民センター運営審議会委員及び市民センター運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。

4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

(センター長の責務)

第6条 センター長は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等を遵守すると共に、市民センターの社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(センター長の任期)

第7条 センター長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(センター長の勤務)

第8条 センター長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(センター長の職務)

第9条 センター長は、指定管理者制度の本旨に従い、市民センターの施設管理及び業務全般を統括するものとする。

(センター長の報酬)

第10条 センター長の報酬は、理事会で定める。

(センター長の解任)

第11条 センター長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、市民センター運営審議会に諮問するものとする。

2 協議会の会長は、市民センター運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、センター長を解任する事ができる。

3 前項の場合、市民センター運営審議会及び理事会において、センター長に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 市民センター運営審議会

(目的)

第12条 市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)は、別に定める「市民センター運営審議会規則」に従い、市民センターがその社会的役割を果たすため、市民センターの運営方針等その基本的事項及び協議会と市民センターとの連携活動について審議し、協議会とセンター長及び職員が、認識を共有することを目的とする。

2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

第5章 市民センター運営委員会

(目的)

第17条 市民センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、市民センターの運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、センター長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。

2 センター長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

第18条 委員の定数は、20名以内とし、センター長が委嘱する。

2 委員の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名(輪番制)
- (2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名

- (3) 市民センターサークル参加者の中から若干名
- (4) 市民センター事務局代表
- (5) 学識経験者の中から若干名
- (6) その他センター長が必要と認める者

3 運営委員会は、次の役員を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 書記 1名

4 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。
- 3 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間と同一とする。

(運営委員会の会議)

第20条 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前にセンター長と協議するものとする。

- 2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成21年11月14日より施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成28年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成29年4月1日から施行する。

桔梗が丘の人口と世帯数

令和3年4月1日現在

町名	世帯数	人口		
		総数	男性	女性
桔梗が丘1番町	291	595	273	322
桔梗が丘2番町	557	1,271	598	673
桔梗が丘3番町	430	914	420	494
桔梗が丘4番町	518	1,133	531	602
桔梗が丘5番町	1,072	2,479	1,208	1,271
桔梗が丘6番町	263	583	276	307
桔梗が丘7番町	294	569	258	311
桔梗が丘8番町	500	1,032	496	536
桔梗が丘地区計	3,925	8,576	4,060	4,516
桔梗が丘南1番町	225	515	243	272
桔梗が丘南2番町	152	319	147	172
桔梗が丘南3番町	239	503	239	264
桔梗が丘南4番町	20	41	21	20
桔梗が丘南地区計	636	1,378	650	728
桔梗が丘西1番町	199	524	251	273
桔梗が丘西2番町	126	329	154	175
桔梗が丘西3番町	352	982	474	508
桔梗が丘西4番町	282	765	375	390
桔梗が丘西5番町	171	575	288	287
桔梗が丘西6番町	191	518	255	263
桔梗が丘西7番町	110	323	164	159
桔梗が丘西地区計	1,431	4,016	1,961	2,055
合計	5,992	13,970	6,671	7,299

桔梗が丘自治連合協議会事務局（桔梗が丘市民センター内）

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

電話番号 0595-65-1206

ホームページ <http://www.kikyogaoka.jp/index.html>

メールアドレス info@kikyogaoka.jp

桔梗が丘市民センター

ホームページ <http://www.emachi-nabari.jp/kikyou/kouminkan/index.html>

メールアドレス kikyou-ko@emachi-nabari.jp

